

栗山町地域公共交通総合連携計画

栗 山 町

目 次

はじめに	1
第Ⅰ章 栗山町地域公共交通総合連携計画	2
1 地域公共交通の活性化及び再生の総合的かつ一体的な推進に関する 基本的な方針	2
2 区 域	3
3 目 標	4
(1) 町民とともに歩む交通運営システム	5
(2) 町民が安心して暮らせる交通システム	6
(3) シルバー社会に対応する交通システム	6
(4) 地域社会と連携した交通システム	7
(5) 他の交通機関と連携した交通システム	8
4 目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項	9
(1) 町民とともに歩むバス	9
① 町民の参加したバス事業の展開	9
② 運賃体系の見直し	9
(2) 町民の安心を求めて	10
① 地域住民の交通確保	10
② スクールバスとの協調	10
③ シルバー層の交通支援	10
④ ラッピングバス等の導入	11
(3) シルバー層にやさしく	11
① バスのバリアフリー化	11
② バス停留所の見直し・整備	11
(4) 地域社会とともに歩むバス	12
① デマンドバスの導入	12

② コミュニティバスの導入	1 3
③ 少量荷物輸送	1 5
④ 地域情報の発信	1 5
(5) 他交通機関との連携	1 6
① 町営バスと民間バスの役割分担の見直し	1 6
② 他交通機関との接続改善	1 6
5 計画期間	1 6
6 その他栗山町が必要と認める事項	1 6
第Ⅱ章 栗山町の概要	1 7
1 あらまし	1 7
(1) 地目別面積	1 7
(2) 人口の推移	1 8
(3) 年齢 3 区分別人口の推移	1 8
(4) 地区別の人口推移	1 9
(5) 生徒数の推移	2 1
(6) 産業別事業所数及び従業員数	2 2
(7) 農業粗生産額の推移	2 4
(8) 商店数・従業者数・商品販売額の推移	2 5
(9) 観光資源	2 6
(10) イベント開催状況	2 7
(11) 福祉関係施策	2 8
2 交通関係	2 9
(1) 町内の交通	2 9
(2) 町営バス改善への取り組み	2 9
(3) 滝下線及び日出線の利用状況	3 3
(4) 路線別 OD 表	3 7

(5) 公共交通活性化事業への取り組み	4 2
(6) アンケート調査	4 3

第Ⅲ章 経緯及び規約等	4 7
-------------------	-----

1 経 緯	4 7
(1) 過去の検討	4 7
(2) 本事業の検討経過	4 7
① 協議会	4 7
② 専門部会	4 8
③ その他	4 8
2 規約等	5 0
(1) 栗山町地域交通活性化協議会設置要綱	5 0
(2) 栗山町地域交通活性化協議会委員	5 3
(3) 栗山町地域交通活性化協議会専門部会規程	5 4
(4) 栗山町地域交通活性化協議会専門部会委員	5 5
(5) 栗山町地域交通活性化協議会財務規程	5 6

参考資料

平成19年度事業の概要	5 9
-------------------	-----

栗山町地域公共交通総合連携計画

◎ はじめに

この計画は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条に基づいて設置された「栗山町地域公共交通活性化協議会」における協議を経て、同法第5条による地域公共交通総合連携計画として栗山町が作成したものである。

第Ⅰ章 栗山町地域公共交通総合連携計画

1 地域公共交通の活性化及び再生の総合的かつ一体的な推進に関する基本的な方針

町営バスは、平成２年民間バス路線の撤退を受けて、町民の交通を確保するために２路線での運行が始まりである。平成１１年には再び民間バス路線の撤退があり、前回同様に町営バスを運行することで交通の確保を図り、現在に至っている。

しかし、人口の減少、モータリゼーションの進展等々により乗客数は伸び悩み、また、路線の見直し、便数の削減では交通弱者の交通を奪い利用者数を減らす悪循環となることから抜本的な改善が必要となった。

そのために、町では、平成１７年度に「栗山町営バス検討委員会」（委員長：千葉博正札幌大学大学院教授）を設置して、「町営バスの利用状況調査」が行われ、バス利用者の利用目的や理由を調査するとともにバス利用者の乗降停留所を調べ利用動向を把握した。

平成１９年度には、「農村都市を対象とした物流機能を持ったバスシステムの開発」をテーマに調査研究を行い、運行ダイヤを一時的に変更して実証実験を行った。併せてバス乗客に対してアンケート調査を実施して、性別、年齢別、利用目的、利用回数等調査した。また、少量農産品の輸送を試みた。課題を要約すると、

① 何らかの事情により車社会に対応できないいわゆる交通弱者に視点を置いた住民の交通確保

② バスの活用方法及び経営の視点からの見直し

と謳われている。

現在町では、７台のバス（スクールを含む）を保有し、

路線バス	６路線	２５便
スクールバス	４路線	１６便
保育バス	２路線	２便
計	１２路線	４３便

の運行を行っている。バスの実運行は、バス整備を含めて町内のハイヤー会社３社に業務委託している。

また、町は数次の「栗山町総合計画」を策定し町行政を推進してきた。平成２０年３月には「栗山町第５次総合計画」（期間：平成２０年～平成２６年）を町民の

コンセンサスを得ながら策定し実施に入っている。同計画の交通に関しては「高齢化の進行する中で、町民の利便性の向上と経営の効率化を図り、物流機能を併せもった、新しい交通システムを構築する」と明記されている。

このような背景を基に、

- ① 地域の交通事業者、住民等多くの関係者の力を結集し、持続できる効率的な新しい経営システムを構築する。
- ② 地域住民の交通、特にシルバー層や児童生徒等交通弱者に対する利便性の向上を図る。
- ③ 地域社会とともに育ち、地域社会の活性化に寄与できる交通システムを構築する。

の3つを基本方針とした「栗山町地域公共交通総合連携計画」を策定する。

2 区 域

本計画の対象区域は、栗山町をその区域とする。

3 目 標

3つの基本方針に基づき具体的な5つの目標を設定する。

- ① 町民とともに歩む交通運営システム
- ② 町民が安心して暮らせる交通システム
- ③ シルバー社会に対応する交通システム
- ④ 地域社会と連携した交通システム
- ⑤ 他の交通機関と連携した交通システム

詳細は、次ページ以降に掲げる。

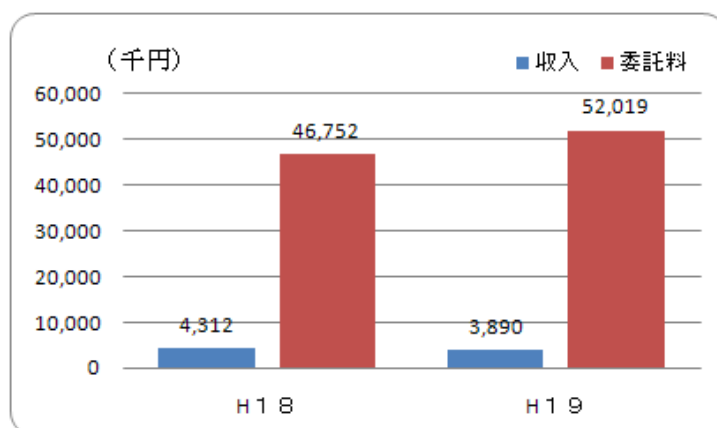


(1) 町民とともに歩む交通運営システム

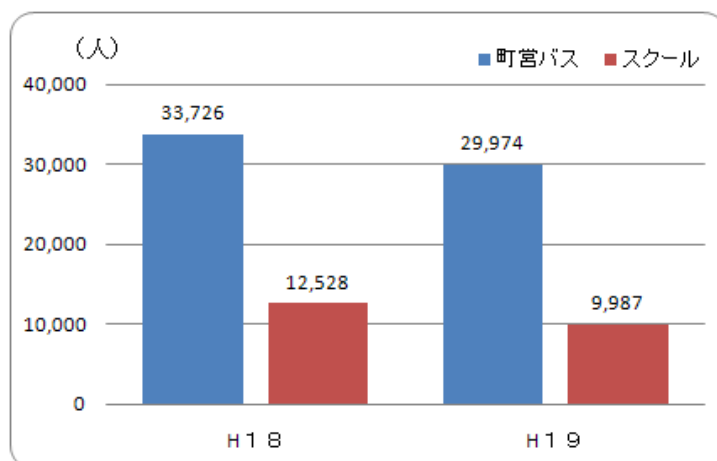
町営バスは、民間バス撤退後の地域住民の交通を確保するために運営されているため、経営的には利用者数の減等から厳しい状況下に置かれている。一方でいわゆる交通弱者の交通を確保するという社会的要請に応える使命も有し、最近の傾向として重要視されている。

この厳しい運営環境を改善するために地域住民、経済団体等関係者を含めた新しい運営形態を組織し、町民自らの意見も反映された運営を行い利便性の向上と運営の効率化を図る。

バス事業の収入と委託料



バス乗客数



栗山町資料による

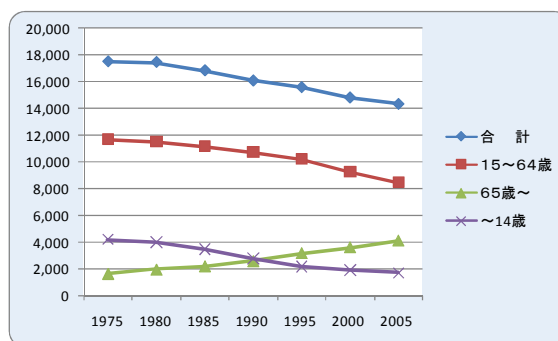
(2) 町民が安心して暮らせる交通システム

栗山町の総人口は、減少傾向を続けているが、65歳以上に限ってみると逆に年々増加し、昭和50（1975）年には総人口に占める割合は9.3%であったが、30年後の平成17（2005）年には28.9%と19.6ポイントも多くなり、北海道平均より高齢化が進んでいる。ますます増えるシルバー層等交通弱者のニーズを重視した交通システムを構築する。

また、小中学校は、統廃合が進み、小学校3校に生徒数694人、中学校2校に生徒数351人（平成20年5月1日現在）が通学している。遠隔地域の児童生徒はスクールバスや町営バスで登下校の足を確保している。これら登下校の足となるバスは、交通を確保するとともに防犯対策等にも活用する。

年齢3区分別人口の推移

国勢調査による



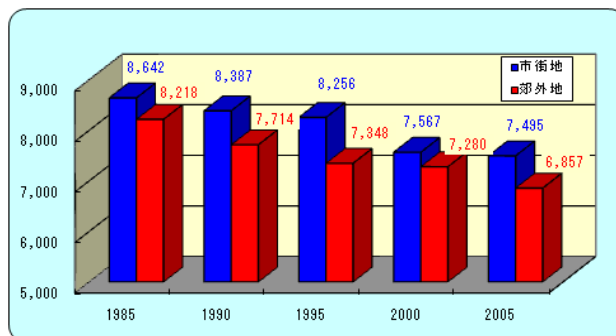
(3) シルバー社会に対応する交通システム

町営バスは、人口の減少、モータリゼーション、道路の整備等からバス利用者数の減少傾向が続いている。しかし、すでにシルバー層の方、或いは近い将来シルバー層になる予備軍をみると、シルバー層の利用者数が増えることが予想されることからバスのバリアフリー化を推進し、併せてダウンサイズ化を図る。

また、「まち」中の一部のバス停留所は、待合室を設けバス利用者、地域住民の自由に使える広場であるとともに情報の発信基地として整備し、町民の憩いの場とする。

市街地と郊外地の人口推移

国勢調査による

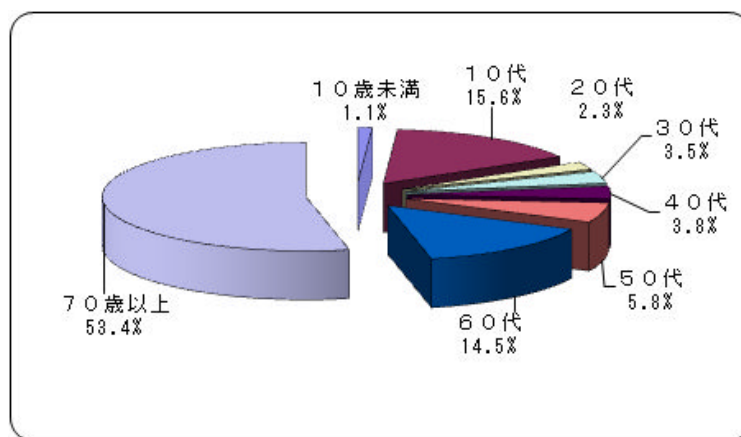


(4) 地域社会と連携した交通システム

町営バス利用者は、60歳以上のシルバー層が7割近くを占め、その利用目的は「通院」、「買物」で6割を占めている（H19年度調査）。

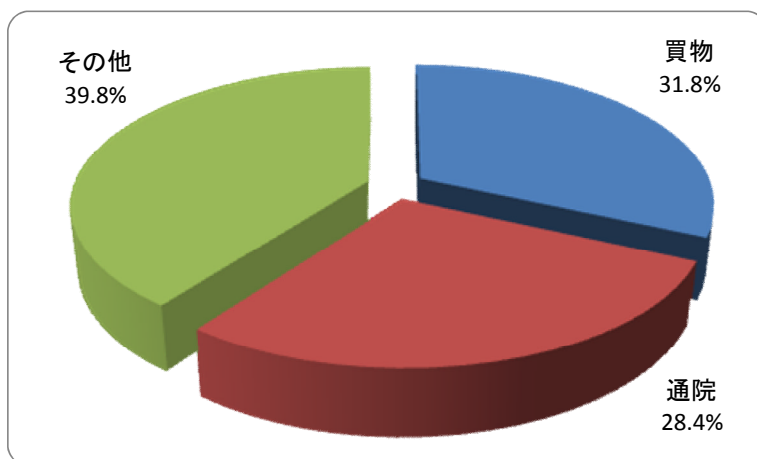
このような実態を踏まえ、シルバー層の交通の利便性を高めるとともに、地域の商店街や病院等と連携し「まち」で行われる各種のイベントにも参加しやすい交通システムを構築する。

年代別割合



N=1168

60歳以上の利用目的割合



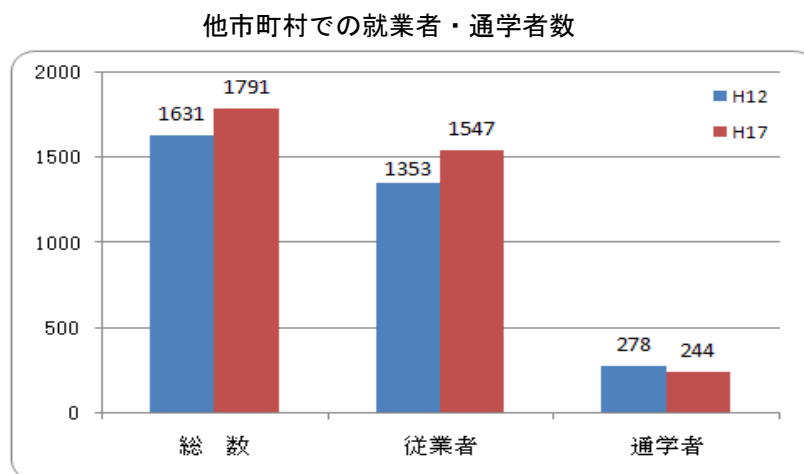
N=793

平成19年バス利用者アンケート調査より

(5) 他の交通機関と連携した交通システム

栗山町民の他都市への通勤・通学者数は、1,791人（平成17年国勢調査）と労働人口（15～64歳）の2割強の人が町外で就学・就労しており、加えて通院者も居ることから、他交通機関と連携した交通システムを構築する。

また、町内には、一部民間バスとの競合路線があり、役割分担の見直しを行う。



国勢調査による

4 目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項

(1) 町民とともに歩むバス

① 町民の参加したバス事業の展開

実施時期 : 平成 21 年度

実施主体 : 栗山町バス運営委員会 {栗山町、住民代表(継立町内連合会、角田町内会連合会、北学田自治会)、学識経験者} (注)

町営バスは、町で経営を行い、バスの運行(運行に伴う運賃収受を含む)及び整備を事業者に委託して行われている。このスタイルをより利用者に近づけるために町民が参加する運営形態にする。

平成 21 年度から取り組み、はじめは栗山町主導で運営しながら、徐々に町民が参加する運営形態 {次の 3}) にする。

1) 町営バスの運行主体は栗山町

バス事業の基本的な事項を決める。

2) バス事業の運営並びに運行は委託

町から示された基本的な事項を受けて日々のバス事業の運営並びに運行を行う。

3) 想定される受託者は、「指定管理者制度」等を利用した地域内外の N P O 法人や団体等が考えられる。

(注) 栗山町には、バス事業全体を受けられる組織はないことから、当面は町主導で栗山町、住民代表(継立町内連合会、角田町内会連合会、北学田自治会)、学識経験者からなる「栗山町バス運営委員会」を設置し、徐々に経済団体等の参加を求め町民が参加する運営形態にする。

以下実施主体の「栗山町バス運営委員会」とは当組織を云う。

② 運賃体系の見直し

実施時期 : 平成 21 年 10 月

実施主体 : 栗山町バス運営委員会

1) 民間バスとの共存、交通システムの改善等に伴う運賃制度を見直しする。

2) カードシステムによる運賃前払制度を導入する。併せてカードシステムを活用して運賃収受状況や利用実態を日々把握して利用促進策に役立てる。

平成 21 年 10 月ダイヤ改正に併せて実証実験を開始し、平成 22 年 4 月から導入する。

(2) 町民の安心を求めて

① 地域住民の交通確保

実施時期 : 平成 21 年 10 月

実施主体 : 栗山町バス運営委員会

地域住民の交通を確保する町営バスは、シルバー層等の交通弱者の足を守ること大きな使命としていることから、バス事業の効率化を求めながらバス事業全体で地域住民の交通を確保するために町営バス 6 路線すべてで全面的なバス路線やダイヤの見直しを行う。

新しいダイヤで実証実験を行い、利用者、商店街、病院等関係者の声を聞きながら必要によっては修正を加え最終的な路線・ダイヤを定める。

平成 21 年 10 月ダイヤ改正に併せて実証実験を開始し、平成 22 年 4 月から本運行を行う。

② スクールバスとの協調

実施時期 : 平成 21 年 10 月

実施主体 : 栗山町バス運営委員会

スクールバス運行区間は、利用する児童生徒数に留意しながら滝下線で一般客の混乗の実証実験を行い、検証して実施に移行する。

平成 21 年 10 月ダイヤ改正に併せて実証実験を開始し、平成 22 年 4 月から本運行を行う。

③ シルバー層の交通支援

実施時期 : 平成 21 年 10 月

実施主体 : 栗山町バス運営委員会

高齢化社会となり、交通弱者であるシルバー層はだんだん外出の機会が少なくなる傾向にあることから、デマンドバスやコミュニティバスの導入によって利便性を高め外出しやすい状況を整備する { (4)-①②関連 }。

④ ラッピングバス等の導入

実施時期 : 平成 22 年度

実施主体 : 栗山町バス運営委員会

町営バスの走行キロは、一日あたり 980 km (ダイヤ設定キロ、重複区間を含む) 運行されている。ここに運行しているバスに、児童生徒の防犯対策標語やイラスト等をバス側面に張り付ける等して児童生徒に防犯や交通事故防止等を啓蒙するとともに、万が一犯罪にあったときの緊急避難箇所として活用する。教育委員会や警察等関係個所と調整を行いつつ実施する。

(3) シルバー層にやさしく

① バスのバリアフリー化

実施時期 : 平成 22 年度

実施主体 : 栗山町バス運営委員会

バス利用者は、路線によってバラツキがあり、特に児童生徒の乗らない日中時間帯の便はシルバー層が多いのでデマンド化やコミュニティ化の推進を図り利便性の向上を図る。併せて全体のバス運用計画を考慮しながらバスのバリアフリー化、小型化、効率化を推進する。

② バス停留所の見直し・整備

実施時期 : 平成 21 年 10 月

実施主体 : 栗山町バス運営委員会

- ・町営バスの停留所は、現在 104 箇所ある。路線の見直し、デマンドバスやコミュニティバスの導入に合わせて停留所設置個所の見直しを行う。
- ・乗継停留所や市街地のバス停は、単なる停留所からバス利用者や近隣の町民の寄り合い場所(注)として整備し、地域の活性化に資する。設置個所は、空き店舗等を活用して広場の内容等をさらに整備して実施し、順次拡充していく。

(注) バス待合室であるとともに、自由に囲碁、将棋等を楽しめ、自由におしゃべりのできる空間、さらには趣味を生かせる(手芸、絵画、書等の学習、展示場 etc) ところで、また、児童生徒にはおしゃべりや携帯電話を自由に使える空間、飲食しながら読書できる空間等、まったく自由な空間を想定する。

児童生徒とシルバー層のふれあいの場とする。

併せて、イベントの紹介、町の特産品の展示即売等を行い地域の活性化を推進する活動の場とする。

(4) 地域社会とともに歩むバス

① デマンドバスの導入

実施時期 : 平成 21 年 10 月

実施主体 : 栗山町バス運営委員会

利用者の高齢化の進展、利用者数、目的等を考慮して、滝下線及び日出線の南部地域に日中を中心にデマンド化（「予約お迎えバス」仮称・以下同じ）を推進する。

日中時間帯の利用者は、シルバー層が多く利用し、また、支線での運行も伴うこと等からバリアフリー化された小型バスを導入する（実証実験はリース車両を使用）。

「予約お迎えバス」運行を支援するシステムを開発するとともに、バス乗車券の販売、「予約お迎えバス」の予約支援協力等地域の協力体制を整備し、順次充実を図る。

平成 21 年 10 月ダイヤ改正に併せて実証実験を開始し、平成 22 年 4 月から本運行を行う。

なお、「予約お迎えバス」の他地域への導入については、実証実験を検証して、導入の可否を含めて平成 26 年度までに終える。

② コミュニティバスの導入

実施時期：平成21年10月

実施主体：栗山町バス運営委員会

郊外地においてデマンドバスの導入を推進するとともに、市街地においてコミュニティバスを導入することによってバス利用の利便性をより高めて利用しやすい状況を整備する。また、各種イベントにも参加できるよう柔軟に対応ができるバスダイヤを作成する。

この場合、シルバー層のバス利用目的は多くが「通院」、「買物」であることを考慮して病院や商店街、スーパー等大型店近くにバス停を設置する。順次充実を図っていく。

平成21年10月ダイヤ改正に併せて実証実験を開始し、平成22年4月から本運行を行う。

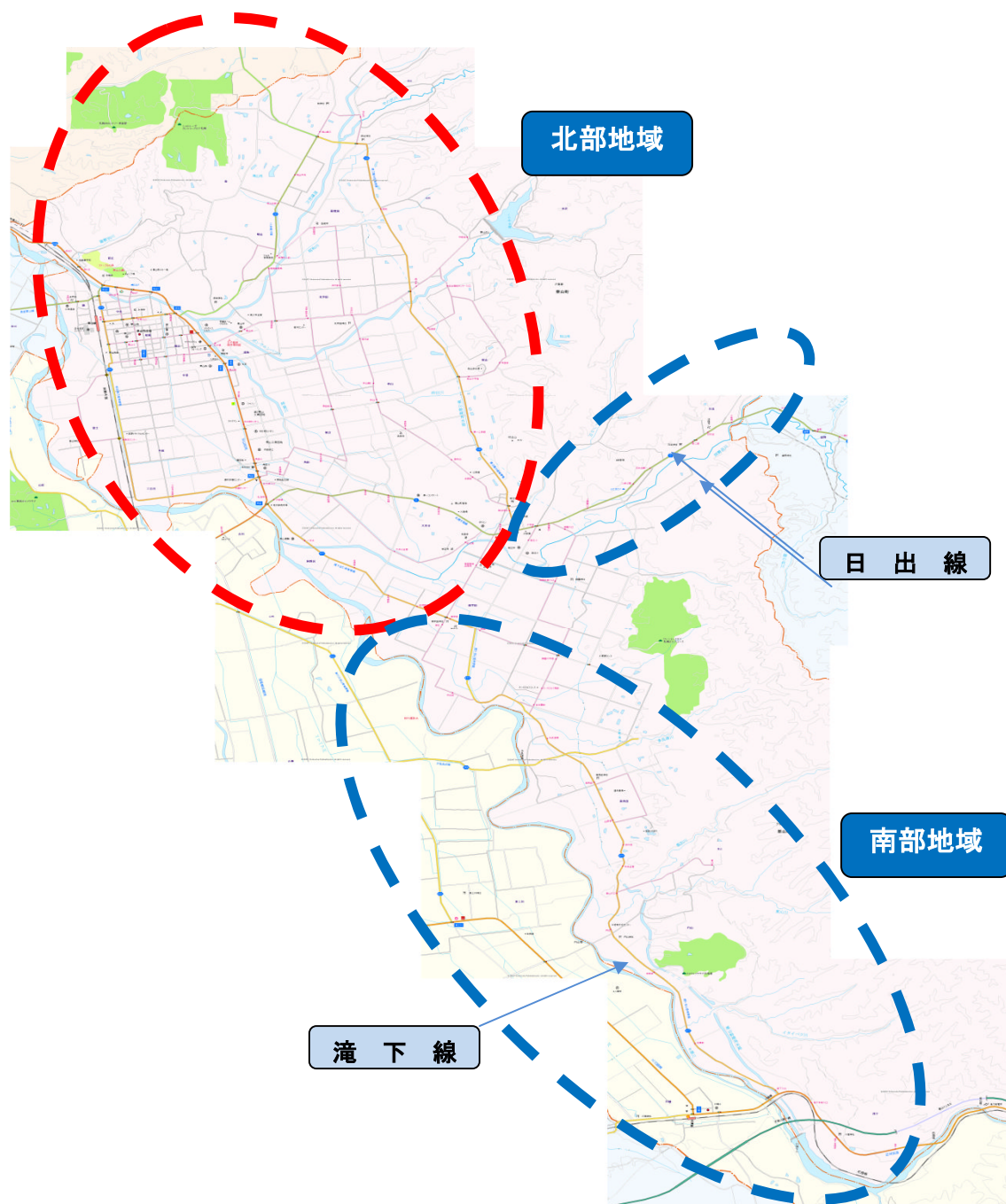
なお、「コミュニティバス」の他地域への導入については、実証実験を検証して、導入の可否を含めて平成26年度までに終える。

日赤病院玄関前のバス

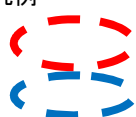


平成19年度実証実験

町営バス運行ダイヤの見直し概略図



凡例



路線見直し地域

予約お迎えバス導入地域

③ 少量荷物輸送

実施時期：平成22年度

実施主体：栗山町バス運営委員会

栗山町の基幹産業である農業は従業員の高齢化が進みつつも、最近の食の安心・安全志向の高まりから無農薬・減量農薬栽培野菜、顔の見える野菜等安全を意識した栽培が増えている。これら生産物の出荷単位は小さく札幌等へ出荷されるとともに、町内で直販に出荷されている。農家の高齢化はこれら少量出荷に苦勞されていることからバスを利用して出荷することによって出荷農家を支援するとともに町民の食の安心・安全に寄与することを目的にバスによる少量物品の輸送を行う。

また、シルバー層のバス利用目的の一つに買物がある。買物品等の運搬にバスがどのようにかかわれるか検討する。

農協や商店街、スーパー等の協力を得ながら実施する。

④ 地域情報の発信

実施時期：平成22年度

実施主体：栗山町バス運営委員会

地域商店街や病院等の協力を得ながら、町内でのイベントや商店街の催し等地域の情報をバス車内の中つり広告やバス乗車券・時刻表に広告を取り入れる等して情報の発信としての役目を果たす。

平成22年度から実施し徐々に拡充を図っていく。

(5) 他交通機関との連携

① 町営バスと民間バスの役割分担の見直し

実施時期 : 平成 21 年 10 月

実施主体 : 栗山町、夕張鉄道株式会社

町営バス路線日出線は、その大部分を夕張鉄道株式会社（バス）と競合し、かつバス停留所も大部分が競合している。しかし、運賃格差が大きいことから運賃制度を含めて、両者のあり方を協議し、役割を見直す。

② 他交通機関との接続改善

実施時期 : 平成 21 年 10 月

実施主体 : 栗山町バス運営委員会

町外との交流も多く、鉄道や都市間バス等との接続を考慮したバスダイヤの作成を行う。

バス運行見直しの中で実施する。

5 計画期間

この計画は、平成 21 年度から 6 年間を計画期間とする。

6 その他栗山町が必要と認める事項

栗山町地域公共交通連携総合計画に定める各事業については、栗山町地域公共交通活性化協議会において連絡調整を行いつつ実施する。

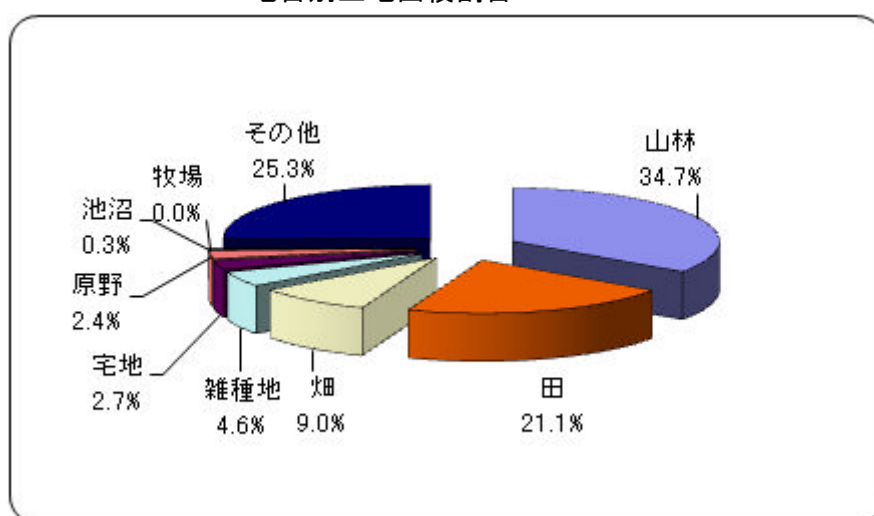
第Ⅱ章 栗山町の概況

1 あらまし

(1) 地目別面積

栗山町の面積は、203.84km²で、地目別にみると「山林」が最も多く70.73km²、34.7%と約3分の1を占める。次いで「田」の43.00km²、21.1%、「畑」の18.26km²、9.0%と続いている。

地目別土地面積割合

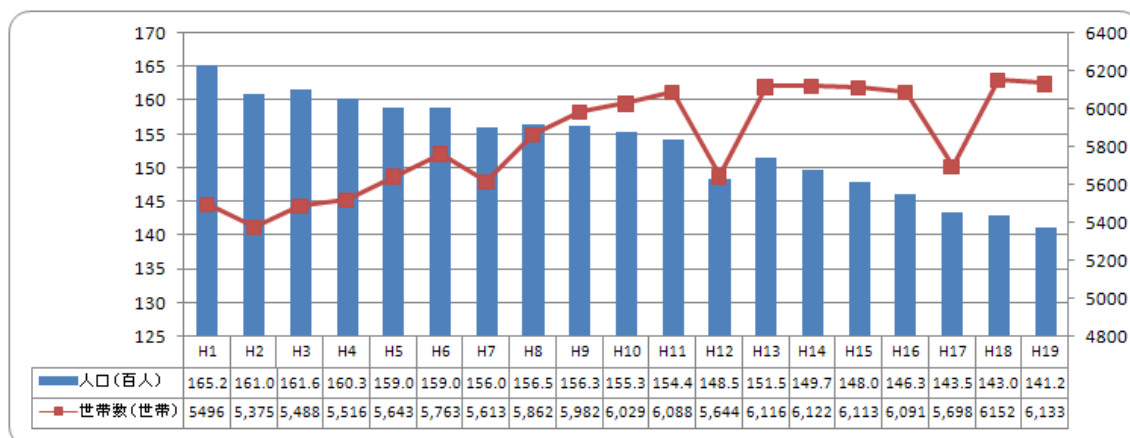


平成 19 年 1 月 1 日現在 総面積 203.84km²

(2) 人口の推移

平成に入ってから人口の推移をみると、減少傾向を辿っている。平成19年は元年に対して△14.5%である。世帯数は平成10年代に入るとほぼ横ばい状態で推移している（平成2、7、12、17年は国勢調による）。

人口と世帯数の推移

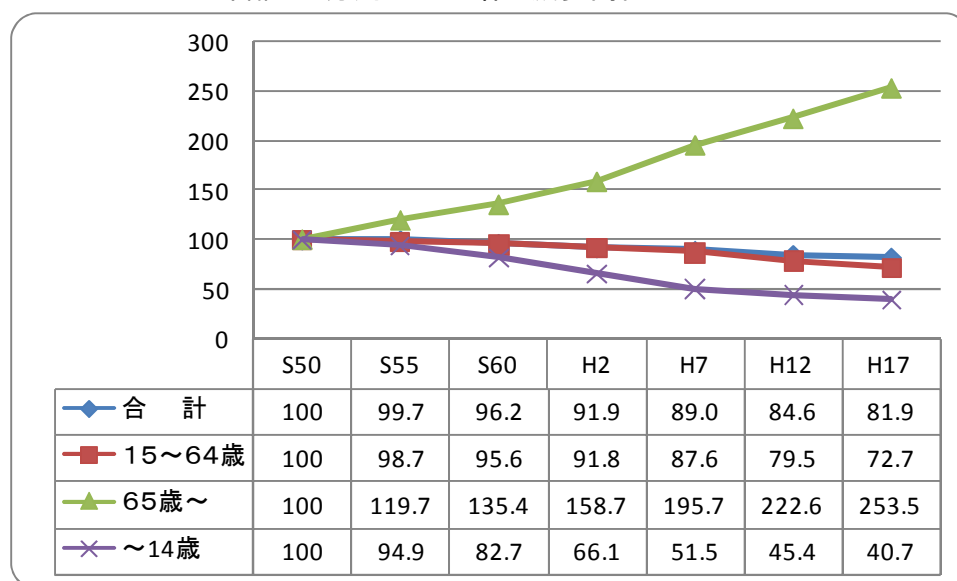


栗山の統計による(各年 10 月 1 日現在)

(3) 年齢3区分別人口の推移

年齢3区分別人口の推移について、昭和50年を基準にみると、平成17年の15～64歳は△27.3%であり、14歳以下では△49.3%と大きく減少している。しかし、65歳以上では約2.5倍となり少子高齢化が進んでいる。

年齢3区分別人口の増加減少割合



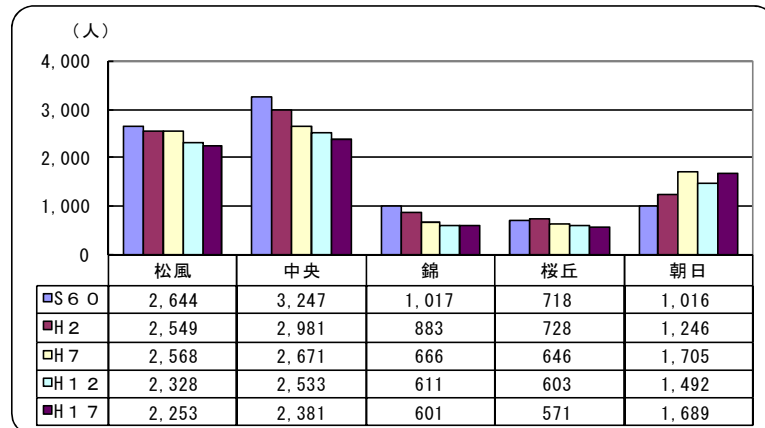
栗山の統計による。 単位：%

(4) 地区別の人口推移

人口を市街地と郊外地に分けて、昭和60年から平成17年の推移をみると、市街地と郊外地の推移にあまり大きな差はない(市街地△13.3%、郊外地△16.6%)。

市街地で増えているのは、「朝日」のみで他の4地区では減少している。

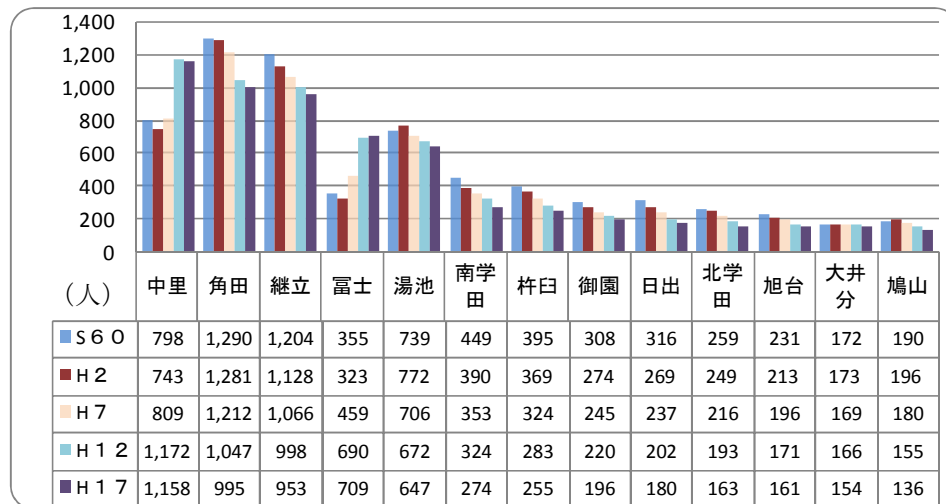
地区別の人口推移(市街地)



栗山の統計による。

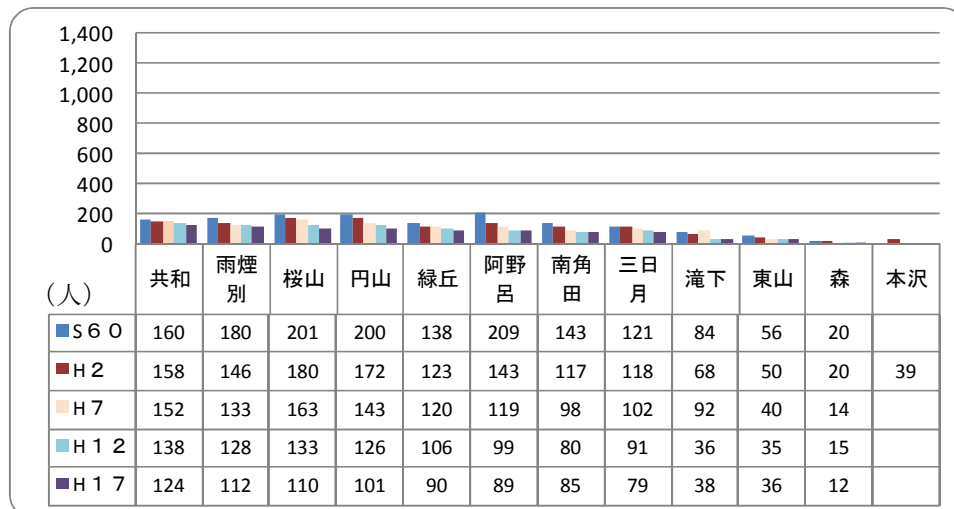
郊外地で増えている地域は、「中里」と「富士」でともに団地のできた地域で、他の地区は全て減少している。最も率で減少したのは「阿野呂」の△57.4%である。

地区別の人口推移(郊外地 No1)



栗山の統計による。

地区別の人口推移(郊外地 No2)



栗山の統計による。

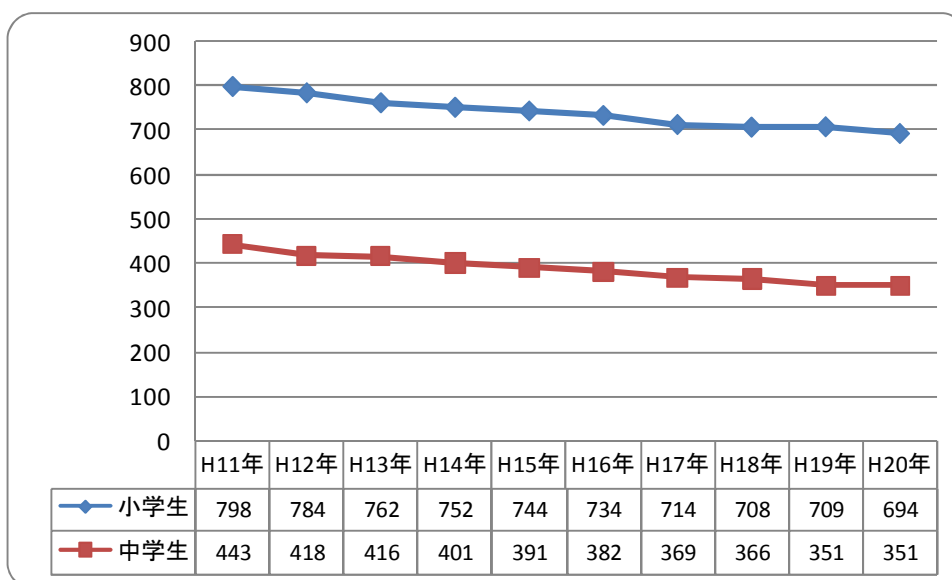
(5) 生徒数の推移

町内には、小学校が3校、中学校が2校ある。生徒数は、平成20年 5 月1日現在で小学生694人、中学生351人となっている。

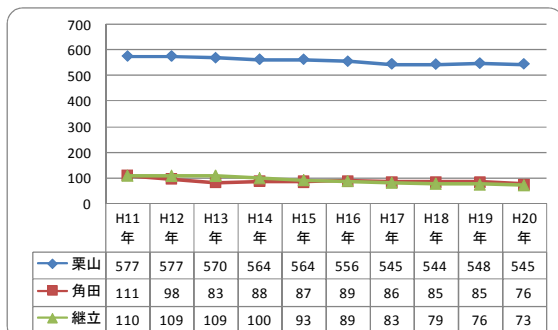
小学生について、平成11年からの推移をみると、平成11年の798人から年々減少しで平成20年5月1日には104人、率にして△13.0%となっている。

中学生について同様にみると、92 人、率にして△20.8%となっている。

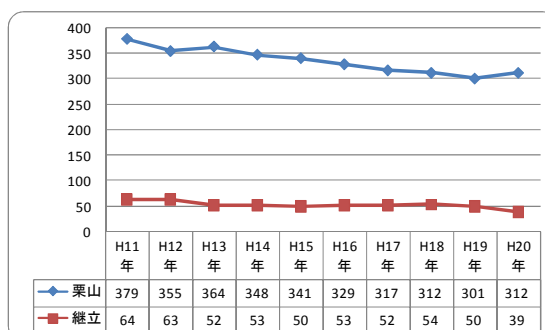
小中学生数の推移



学校別生徒数の推移(小学校)



学校別生徒数の推移(中学校)



栗山町資料による。 各年 5 月 1 日現在 単位：人

(6) 産業別事業所数及び従業員数

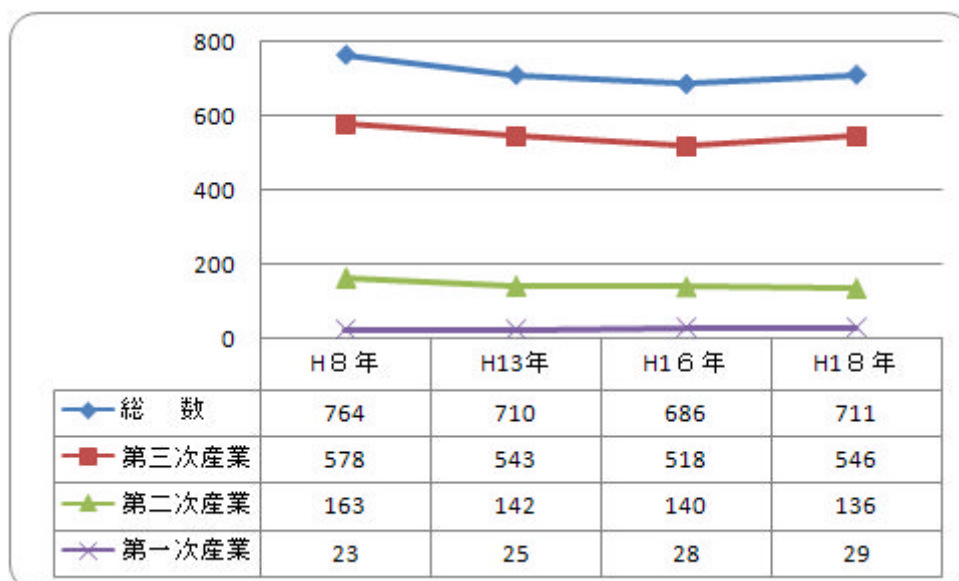
① 事業所数

平成18年の事業所総数は、711事業所で、平成8年より53事業所、率にして△6.9%となっている。

産業別では、第三次産業が546事業所で76.8%約4分の3を占めている。

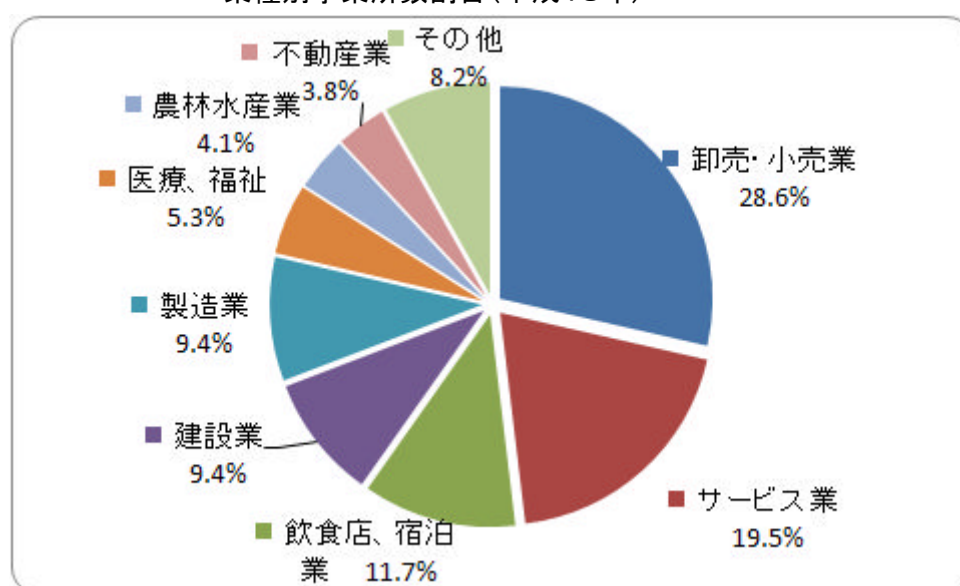
平成18年の業種別でみると、卸売・小売業が最も多く203事業所28.6%、次いでサービス業、飲食店・宿泊業と続いている。

産業別事業所数の推移



単位:所

業種別事業所数割合(平成18年)



栗山町の統計による。 N=711

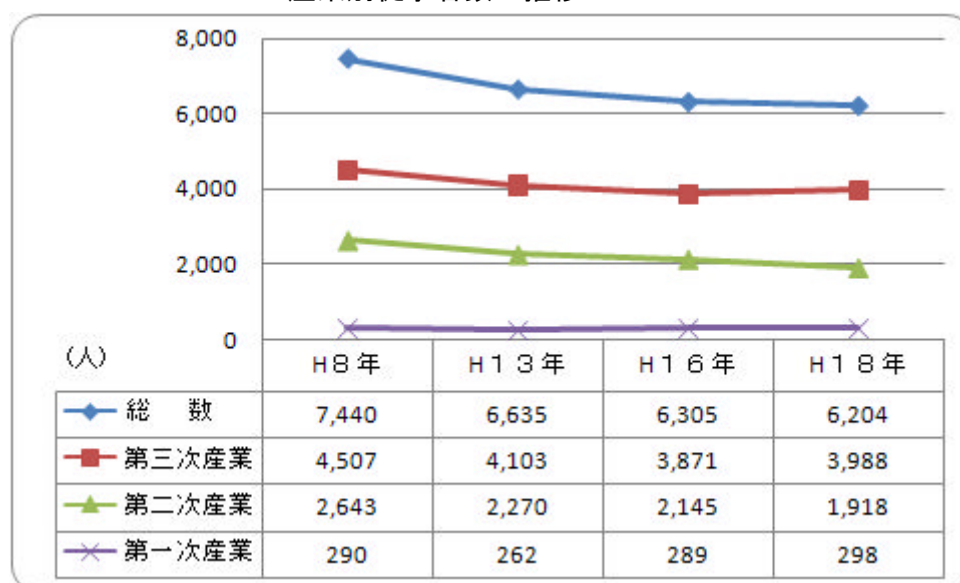
② 従業者数

平成18年の産業別従業員数をみると、総数で6,204人で平成8年より1,236人率にして△16.6%となっている。

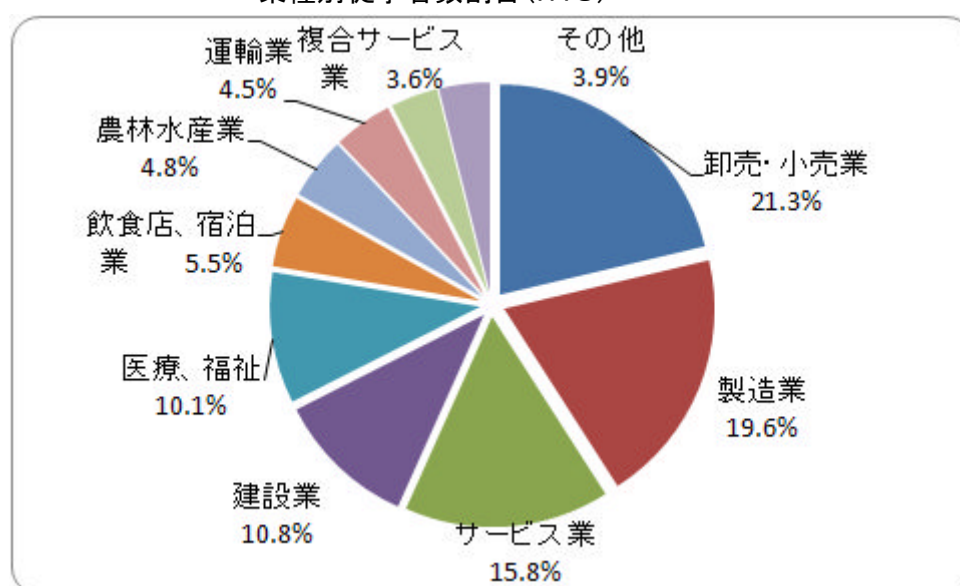
産業別では、第三次産業が最も多く3,988人で全体の64.3%と約 3 分の1占めている。

平成18年の業種別では卸売・小売業が最も多く1,321人で全体の21.3%を占めている。次いで製造業、サービス業となっている。

産業別従事者数の推移



業種別従事者数割合(H18)

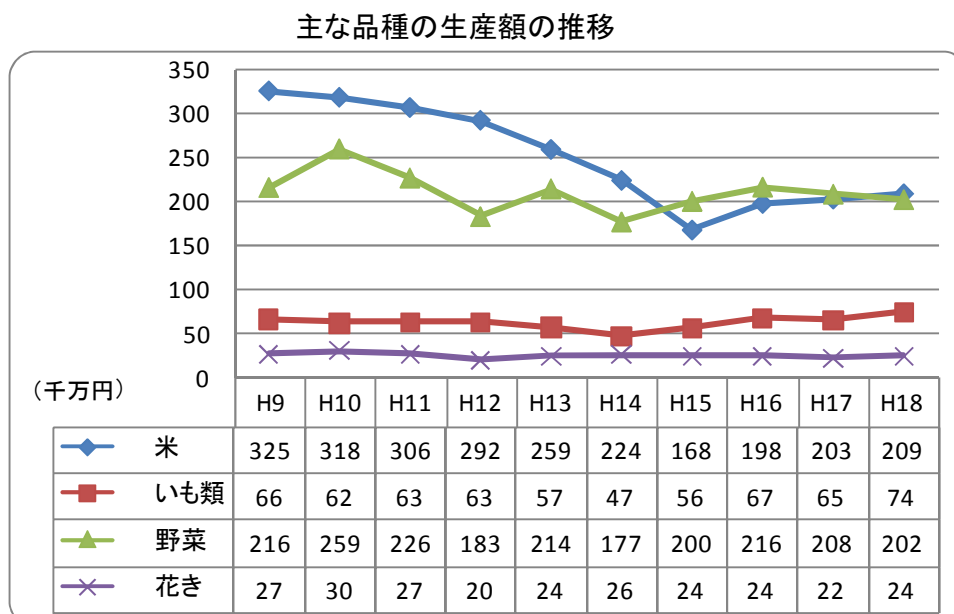
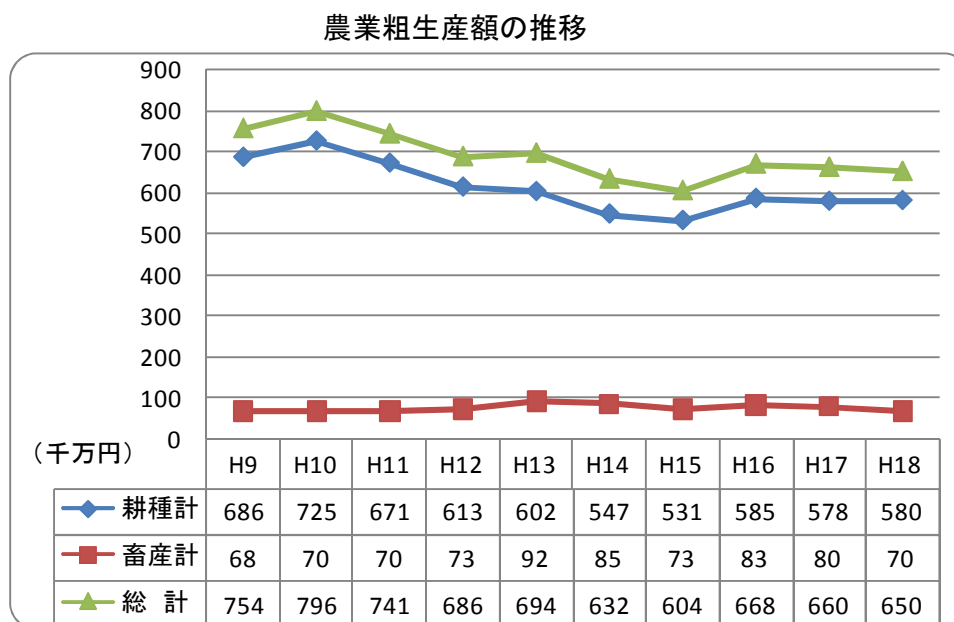


栗山町の統計による。N=6,204

(7) 農業粗生産額の推移

栗山町の農業を農業粗生産額でみると、耕種が多く全体の89.2%を占める(H18)。平成9年以降の推移をみると、平成10年にピークを迎えその後徐々に減少し、平成15年をボトムに平成16年以降はほぼ横ばい状態となっている。

品種別にみると、米の減少が大きい。

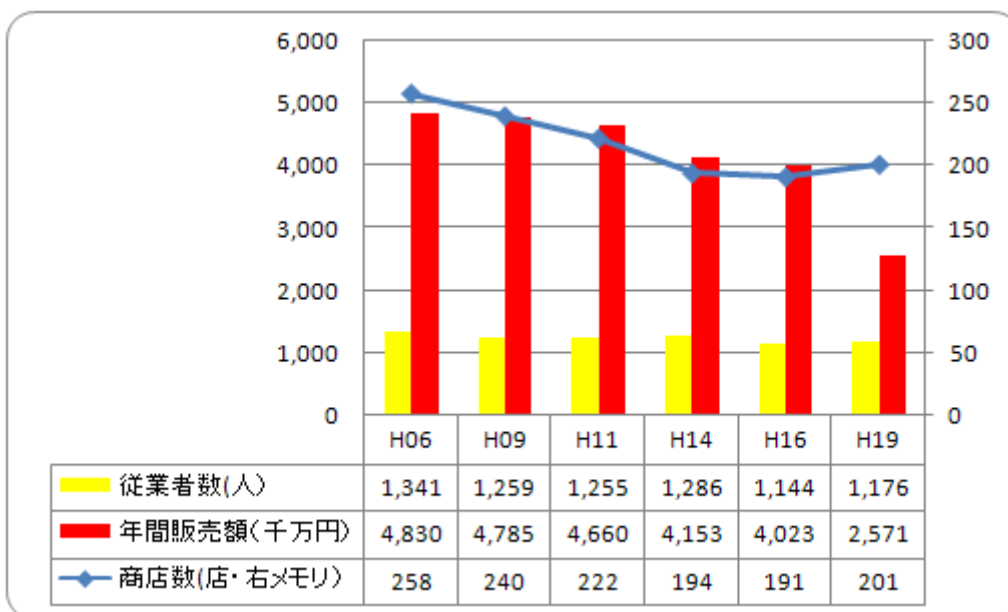


栗山町の統計による。

(8) 商店数・従業者数・商品販売額の推移

商店数は、平成14年まで減少してきたが、その後はほぼ横ばいを保っている。
 従業員数は、平成16年まで減少してきたが、平成19年にはわずかながら増えた。
 年間販売額は、年々減少し、特に平成19年は前年比△36.1%となっている。

商店数・従業者数・商品販売額の推移



栗山町の統計による。

(9) 観光資源

町内には、歌手故坂本九氏の「坂本九思い出記念館」、元プロ野球選手栗山英樹氏の経営する「栗の樹ファーム」、その他「開拓記念館」、「泉記念館」があり、自然では「不動の滝」や「竜仙峡」等がある。



栗山町 HP より転載

(10) イベント開催状況

栗山町の各種イベントについて、HP より転載すると次のようなイベントが開催されている(平成20年度実績)。

年間スケジュール(平成20年度)

月 日	行 事 名	場 所	内 容
4月12～13日	くりやま老舗まつり	小林酒造 谷田製菓 敷地内	年に1度、「酒蔵」を完全ガイドで開放しました昔なつかしい「きびだんご」の製造工程が見学できる。縁日や屋台、地酒の試飲、販売なども行われ家族連れで楽しめる。
4月23日	パークゴルフ場オープン	栗山ダムパークゴルフコース 御園パークゴルフコース	
4月29日	栗山公園・周辺施設オープン	栗山公園	なかよし動物園など公園内各施設オープン
5月18日	第38回くりやま歩けあるけ運動	町内コース	春の一日を自然とふれあいながら歩く。
6月15日	第15回くりやまウオークラリー	町内コース	
6月25～7月18日	第48回全町ソフトボール大会	町民球場ほか	
7月25～26日	くりやま夏まつり	駅前通りほか	
8月15日	くりやまふるさと盆踊り	ご縁広場	
8月31日	第35回消費者まつり	勤労者福祉センター	
9月7日	第39回くりやまマラソン大会	町内コース	
9月20日	北海道介護福祉学校学校祭	北海道介護福祉学校	
9月24日～26日	栗山天満宮秋季例大祭	市街地	
10月16～19日	第24回くりやま芸術祭	Eki	町内の芸術愛好家たちによる絵画、書道、木彫り、写真など各部門の出品展示。
10月25日	第16回くりやま音楽祭	Eki	町内の音楽愛好家たちによる発表会。
10月26日	ふるさとふれあい広場くりやま	スポーツセンター	ふれあいマーケット(出店)、各種アトラクション
11月1～3日	第42回栗山町菊花展	Eki	菊の展示会
11月2～3日	第41回栗山町芸能祭	Eki	カラオケ発表、芸能発表。
12月7日	全町ミニバレーボール大会	スポーツセンター	
12月	栗山町スキー場オープン(予定)	栗山町スキー場	
1月1日	角田獅子舞	角田神社境内	除夜の鐘とともに、かがり火に映える雪の境内を、悪魔払いと五穀豊穡を祈り、獅子が乱舞する。
1月11日	平成21年成人式	Eki	
2月7日	ウインターフェスティバル ちびっこ広場	商店街イベント広場	
3月7日	札幌ひなまつりコンサート	スポーツセンター	札幌交響楽団による栗山町定期演奏会。 1年に1度、素晴らしい音の世界にふれることが出来ます。

(11) 福祉関係施策

栗山町の福祉関係事業からシルバー層の外出に関係しそうな施策を HP より抜粋して次に掲げた。

高齢者福祉サービス

在宅福祉サービスの紹介

介護が必要となった時には、介護保険でサービスを受けることができますが、栗山町では高齢者がいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らせるよう介護保険制度を補完し、また、介護が必要な状態にならないようにするため、次のような在宅福祉サービスを実施しています。

介護予防・地域支え合い事業

援護が必要な高齢者やその家族などに対して、介護が必要にならないための介護予防サービス・生活支援サービスや家族の介護を助けるサービスを提供します。在宅の高齢者の生きがいや健康づくりを助けることで、栗山町の総合的な保険福祉を向上させるものです。

外出支援サービス事業

65歳以上のひとり暮らしの高齢者またはそれに準ずる世帯及び障がい者世帯で、外出の困難な方に居宅から在宅福祉サービス施設、医療機関などとの間を送迎します。

費用	1往復 普通自動車 100円、リフト付きバス 300円
----	-----------------------------

電話サービス事業

おおむね70歳以上のひとり暮らしの高齢者及び夫婦世帯の方に、定期的に電話をして、安否の確認や日常生活の相談を行います。

費用	登録料 1年あたり 1,200円
----	------------------

除雪サービス事業

65歳以上のひとり暮らしの高齢者、またはそれに準ずる世帯で除雪の困難な世帯に、住宅の出入口の除雪サービスを行います。

対象者	住民税非課税世帯の方で近くに親族がいない方
費用	1時間あたり 200円

緊急通報システム設置事業

65歳以上のひとり暮らしの高齢者またはそれに準ずる世帯に、ペンダント式の緊急通報システムを取り付け、安心できる在宅サービスの向上を図ります。

費用	無料
----	----

いつまでも元気で暮らすために

町営バス高齢者乗車証交付事業

70歳以上の方に、町営バス乗車賃が 100円になる乗車証を申請により交付します。

交付場所	役場住民福祉課健康・介護サービスグループ
------	----------------------

歩道ベンチ設置（一休さん）

町内市街地(栗山、角田、継立地区)の歩道に木製ベンチを設置。休憩やバスを待つ間などに利用されています。

2 交通関係

(1) 町内の交通

町内の交通としては、鉄道、民間バス及び町営バスがある。鉄道と民間バスについて簡記する。

① 鉄 道

北海道旅客鉄道株式会社の室蘭本線(室蘭～岩見沢)が通っていて、町内には「栗山駅」がある。しかし、道都札幌市とは岩見沢駅又は追分駅での乗り換えが必要である。このため、利用者はあまり多くはない。

栗山駅概要

利用者数	平成15年	42千人	(平成16年以降公表されていない)
列車本数	岩見沢方面から追分方面へ	普通列車	7本
	追分方面から岩見沢方面へ	普通列車	8本
*この区間は、普通列車のみの運行となっている。			

② 民間バス

町内には、「北海道中央バス株式会社 本社小樽市」(以下「中央バス」という。)と「夕張鉄道株式会社 本社夕張市」(以下「夕鉄バス」という。)の2社が運行している。

2社合わせた運行便数は、南北に細長い町内を横切る形で12往復あり、この他に札幌と栗山駅間に12往復している。

町営バスとは、日出線が夕鉄バスと競合路線となっている。

(2) 町営バス改善への取り組み

① 町営バスのあゆみ

町営バスは、平成2年民間バス路線の撤退を受け町民の交通を確保するために2路線の運行で始まり、平成11年には再び民間バス路線の撤退があり、前回同様に町営バスで交通確保を図り、現在に至っている。

経営状況は、人口の減少、モータリゼーションの進展等々により乗客数は伸びず厳しい状況下にある。しかし、単に路線の見直し、便数の削減では利用者数を減らす悪循環となることから抜本的な改善が必要となった。

そのため、町は、平成17年に「栗山町営バス検討委員会」を設置して、町営バスの抜本的な経営改善に向けて利用者の意見を聞きながら検討を進めてきた。

現在、町は、7台のバス(スクールバスを含む)を保有し、路線バス6路線25便、スクールバス4路線16便及び保育バス2路線2便の運行を行っている。バスの実運行は、バス整備を含めて町内のハイヤー会社3社に委託している。

平成2年から始まった町営バスの歩みを時系列的にみると次の通りである。

平成02年04月 ・町営バスの運行開始(滝下線、鳩山循環線)

- ・中央バス、夕鉄バス路線撤退による代替え運行
- ・町内ハイヤー会社に委託、運賃は地帯別運賃

平成10年04月 ・新しく5路線を追加、7路線で運行

(滝下線、鳩山循環線 A、同 B、角田循環線、南学田線、継立円山線、杵臼角田線)

- ・昭和45年から運行していたスクールバスにはじめて一般の乗客を混乗させて運行

(鳩山循環線 B、継立円山線、杵臼角田線)

- ・運賃を均一運賃に改正(200円)

平成11年10月 ・栗山継立線(杵臼経由)を新設、8路線で運行

- ・夕鉄バス路線撤退による代替え運行

平成12年04月 ・栗山阿野呂線新設、滝下線経路変更し栗山継立線廃止、8路線で運行

平成13年04月 ・日出線新設、9路線で運行

平成15年04月 ・高齢者有料化(70歳以上100円均一料金)

平成15年10月 ・住民に町営バスに関するアンケート調査

平成16年11月～12月

- ・町営バス見直しに係わる地域住民説明会

平成17年04月 ・路線、便数、運休日の見直しを実施、9路線→6路線

(継立円山線、杵臼角田線、鳩山循環線 A を廃止)

平成17年08月 ・「町営バス検討委員会」を設立

平成19年09月 ・「全国都市再生モデル調査事業」開始

平成19年10月 ・同上事業の一環として町営バス実証実験を実施

現在の運行概要は次のとおりである。

①滝下線	30.7km	7便	バス停43箇所	所要時間	約50分
②栗山・角田循環線	22.6km	3便	バス停27箇所	所要時間	約40分
③鳩山循環線	19.9km	5便	バス停38箇所	所要時間	約60分
④日出線	19.3km	6便	バス停29箇所	所要時間	約40分
⑤南学田・栗山線	26.2km	7便	バス停28箇所	所要時間	約45分
⑥栗山・阿野呂線	12.2km	2便	バス停20箇所	所要時間	約25分
計	130.9km	25便	延べ185箇所	所要	

(注)実停留所数 104箇所 ただしスクールバス・保育バスを除く

路線バスの他に、スクールバス4路線、保育バス1路線運行している。

② 町営バスの現状

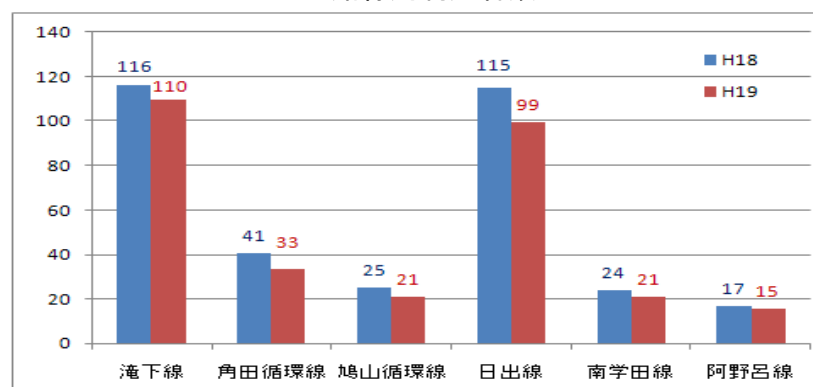
平成19年度のバス利用者数は、29,974人で、運賃収入は3,890千円であった。この他に、スクールバスによる学童生徒の利用者数は9,987人であった。

路線別に前年と比較してみると、各路線ともに前年より利用者数及び運賃収入は減っている。

利用者の多い路線は、滝下線及び日出線で、平成19年度実績では共に約10,000人の利用者である。他の路線は5,000人以下で、阿野呂線は1,500人であった。

運賃収入は、平成19年度実績で、滝下線が最も多く1,464千円で全体の37.6%を占めている。次いで日出線で1,294千円33.3%と2路線で約7割を占めている。

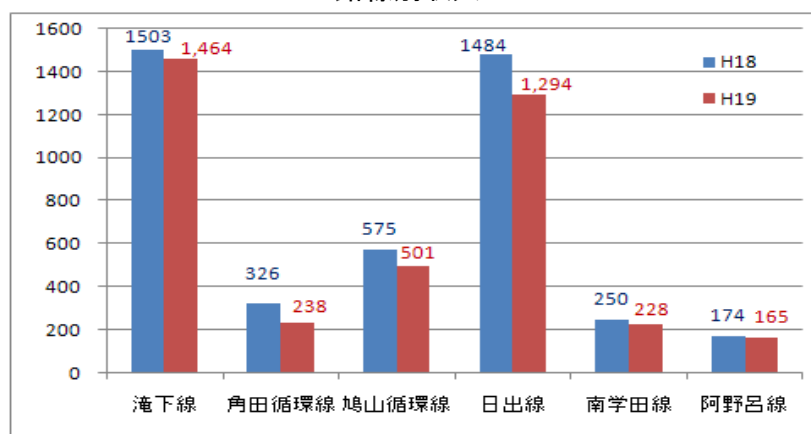
路線別利用者数



(注))①町営バスの利用者数で示す。 ②単位:100 人

参考 生徒乗車数 H18:12,528 人 H19: 9,987 人 対前年比:79.7%
年間利用者数 H18: 33,726 人 H19: 29,974 人 対前年比:88.9%

路線別収入



(注)単位:千円

参考 年間収入 H18:4,312 千円 H19:3,890 千円 対前年比:80.2%

③ 町営バスの抱える課題

課題を整理すると、次の 5 点にまとめられる。

- 1) 公共交通機関利用者数は、少子高齢化、モータリゼーションの進展、道路網の整備が進み、年々減少傾向にある。
- 2) 町の人口は、減少傾向を続けるなか高齢人口割合が増えている。平成17年の国勢調査によると、人口14,352人でこのうち65歳以上の人口が4,149人で全体の28.9%を占めている。このため、シルバー層を中心とした交通弱者の交通を確保する必要がある。
- 3) 町は、民間バス路線の撤退に変わって、町民の交通確保のために「町営バスの運行」を行ってきたが、前2項目のような理由から経営状況は、非常に厳しい状況にあり、早急な経営の改善が必要である。
- 4) 硬直化された収入の確保のためには、地域住民の足として利用される方策を見出すことが求められている。平成19年度の経営改善に向けた実証実験バス運行では、バスの余席を活用して「野菜の輸送」を行ったのもその一つであり、拡大の方策を考える必要がある。商店街や立地企業等地域社会との連携を密にして乗客の誘致・増加を図るとともに地域の活性化策を施すことが必要である。
- 5) 支出面では、コスト意識の涵養が急務である。町営バス運営の経緯から地域住民の足を確保することが優先されたこともあり、見直しを行う必要がある。

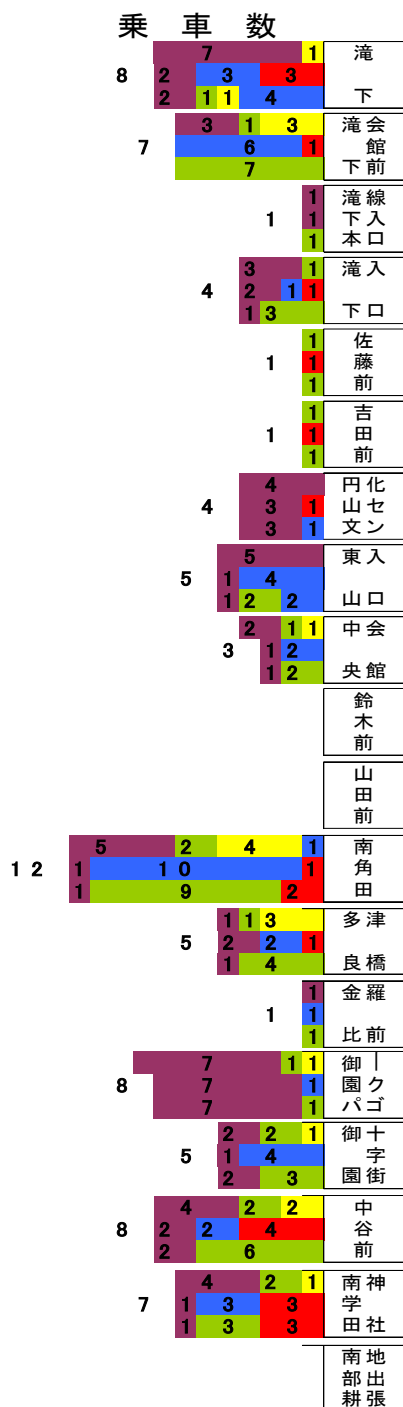
④ 委員会の設立

平成17年に「栗山町営バス検討委員会」（委員長：千葉博正札幌大学大学院教授）を設置して、町営バスの抜本的な経営改善に向けて利用者の意見を聞きながら検討を進めてきた。

(3) 滝下線及び日出線の利用状況

平成19年度の「農村都市を対象とした物流機能を持ったバスシステムの開発」事業の乗客に対するアンケート調査（平成19年10月9日から27日までの17日間）から、滝下線及び日出線の南部地域分について「目的」、「男女別」及び「年齢」について図で表すと次のとおりである（17日間の合計人数で示した）。

◎滝下線（上り）



降車数 (Alighting Numbers)

凡例 (Legend)

目的	通勤	通学	通院	買物	その他
男女	男	女	不明		
年齢	~10代	2~50代	60代	70以上	不明

目的 (Purpose)

	通勤	通学	通院	買物	他	計
乗車		1	17	14	48	80
降車						0
計		1	17	14	48	80

*複数回答

男女別 (By Gender)

	男	女	不明	計	1日平均
乗車	17	39	24	80	4.7
降車				0	0.0
計	17	39	24	80	4.7

年齢別 (By Age Group)

	~10代	2~50代	60代	70代	不明	計
乗車	5	7	1	45	22	80
降車						0
計	5	7	1	45	22	80

路線計

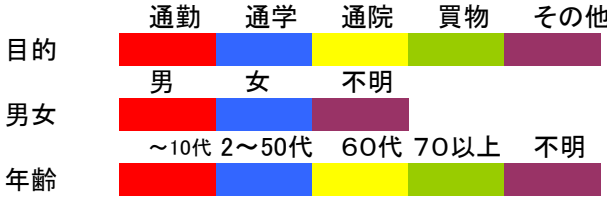
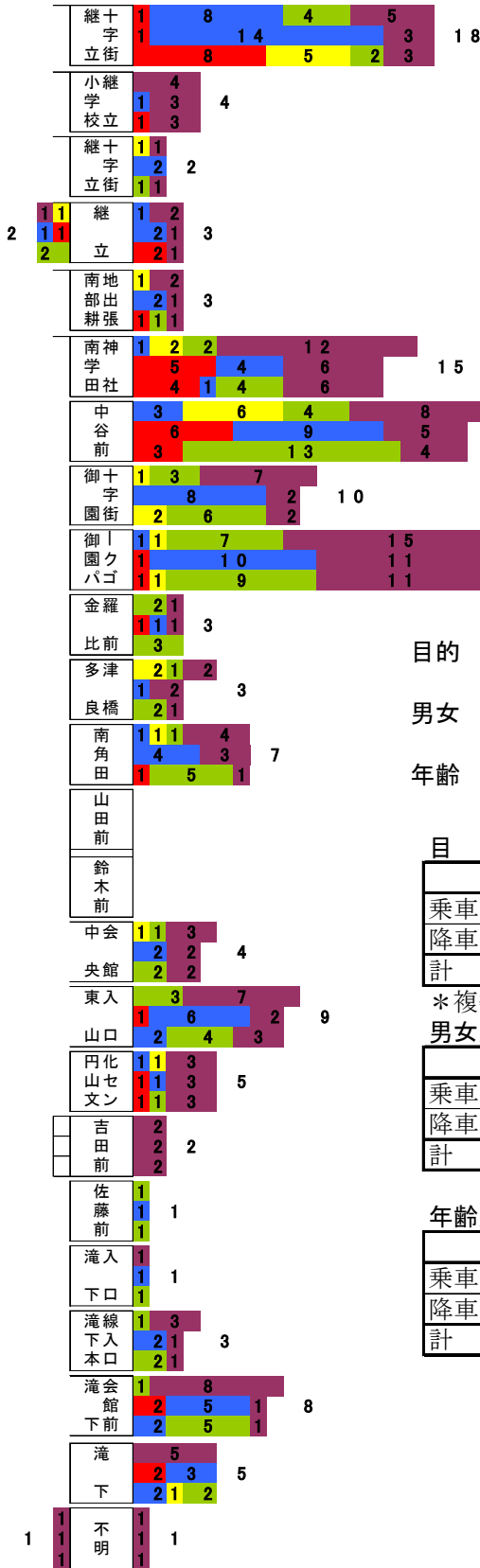
計180人

計180人

(下り)

乗車数

降車数



目的

	通勤	通学	通院	買物	他	計
乗車			1		2	3
降車	1	15	17	30	98	161
計	1	15	18	30	100	164

*複数回答

男女別

	男	女	不明	計
乗車	1	1	1	3
降車	20	79	50	149
計	21	80	51	152

1日平均
0.2
8.8
8.9

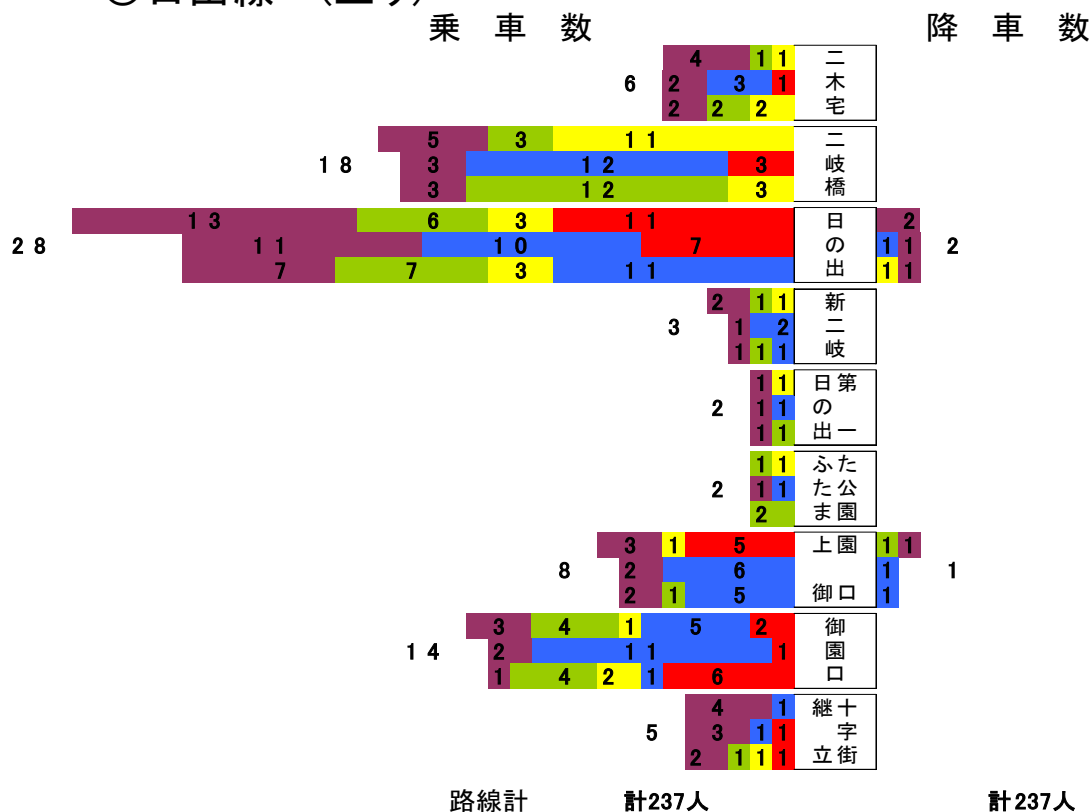
年齢別

	~10代	2~50代	60代	70代	不明	計
乗車				2	1	3
降車	22	7	9	64	47	149
計	22	7	9	66	48	152

路線計 計280人

計280人

◎日出線（上り）



凡例

目的	通勤	通学	通院	買物	その他
男女	男	女	不明		
年齢	～10代	2～50代	60代	70以上	不明

目的

	通勤	通学	通院	買物	他	計
乗車	18	6	20	16	35	95
降車				1	3	4
計	18	6	20	17	38	99

*複数回答

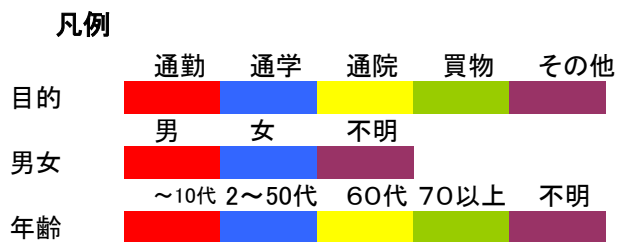
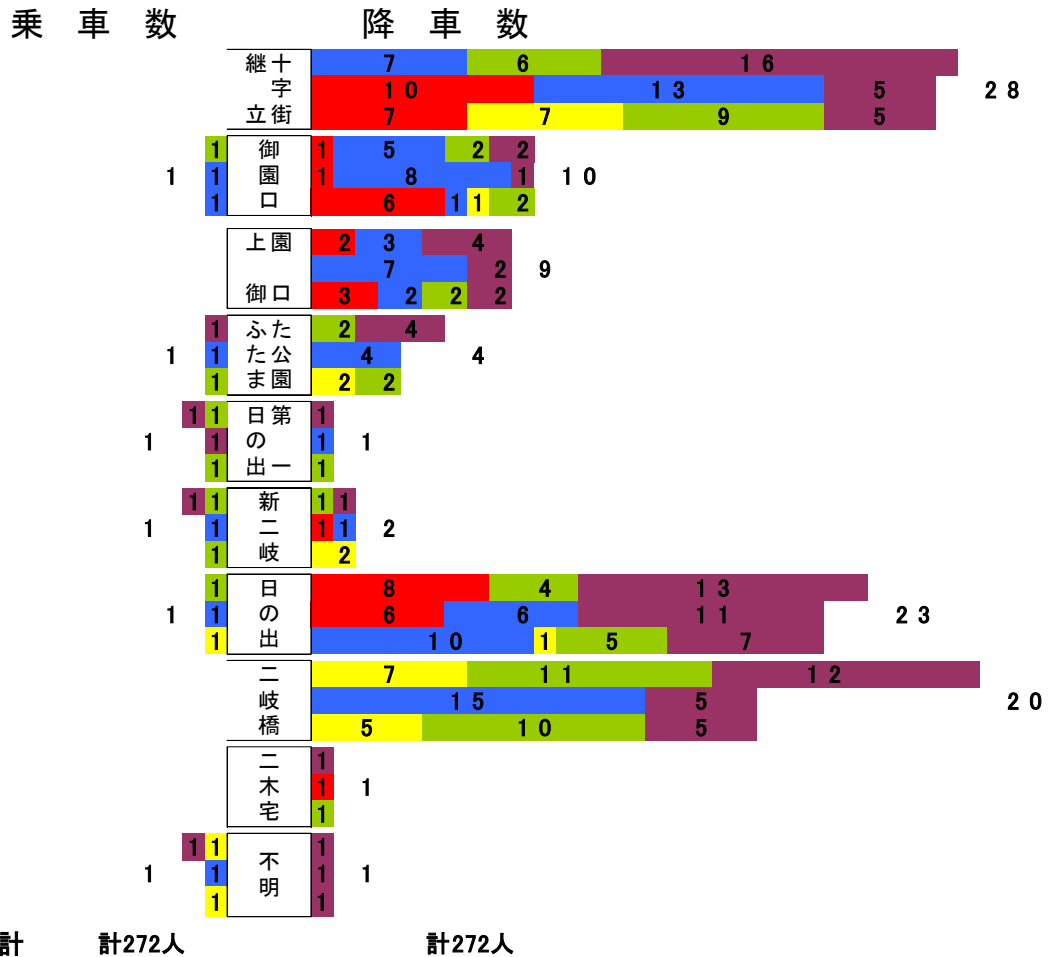
男女別

	男	女	不明	計	1日平均
乗車	13	47	26	86	5.1
降車		2	1	3	0.2
計	13	49	27	89	5.2

年齢別

	～10代	2～50代	60代	70代	不明	計
乗車	7	18	11	31	19	86
降車		1	1		1	3
計	7	19	12	31	20	89

◎日出線 (下り)



目的

	通勤	通学	通院	買物	他	計
乗車			1	4	4	9
降車	11	15	7	26	55	114
計	11	15	8	30	59	123

*複数回答

男女別

	男	女	不明	計
乗車		5	1	6
降車	19	55	25	99
計	19	60	26	105

1日平均

乗車	0.4
降車	5.8
計	6.2

年齢別

	~10代	2~50代	60代	70代	不明	計
乗車		1	2	3		6
降車	16	13	18	32	20	99
計	16	14	20	35	20	105

(4) 路線別 OD 表

① 滝下線は、実証実験期間中は5便の運行であった(以下、この項においての数値は全て実験期間中の数値である)。5便の利用者数は458人、一日平均26.9人であった。

一番利用された便は、3便(栗山駅発13:10、滝下着14:12)で166人、一日平均9.8人であった。

ゾーン(注)間の乗降数が多いのは、AゾーンからBゾーンへ116人(一日平均6.8人)、Cゾーンへ111人(一日平均6.5人)であった。

② 日出線は、4便の運行でその利用者数505人、一日平均29.7人であった。

一番利用された便は、1便(二木宅発7:52、栗山駅着8:33)で182人、一日平均10.7であった。

ゾーン間の乗降数が多いのは、BゾーンからBゾーンへ157人(一日平均9.2人)であった。

③ 新循環線は、3便の運行でその利用者数は243人、一日平均14.3人であった。

一番利用された便は、1便(栗山駅発10:45、栗山駅着12:02)で115人、一日平均6.8人であった。

ゾーン間の乗降数が多いのは、AゾーンからBゾーンへの115人(一日平均6.8人)であった。

④ 鳩山循環線は、2便とほぼ同じルートを通るスクール便(栗小コース)を含めて利用者数は146人、一日平均8.6人であった。

一番利用された便は、1便(栗山駅発9:30、栗山駅着10:36)で75人、一日平均4.4人であった。

ゾーン間での乗降数の多いのは、BゾーンからAゾーンへの35人(一日平均2.1人)であった。

⑤ 南学田線は、朝は1便の運行で利用者数は67人、一日平均3.9人であった。

ゾーン間での乗降数の多いのは、BゾーンからAゾーンへの31人(一日平均1.8人)であった。

⑥ 阿野呂線も朝1便の運行で利用者数は、8人(一日平均0.5人)であった。

(注)ゾーン区分は、次のとおりである。

◎ゾーン区分

ゾーン	行政区域					
Aゾーン	松風	中央	錦	桜丘	朝日	
Bゾーン	富士	森	本沢	杵臼	共和	角田
	継立	中里	鳩山	桜山	旭台	三日月
	大井分	湯地	北学田			
Cゾーン	雨煙別	緑丘	阿野呂	南学田	日出	御園
	南角田	円山	東山	滝下		

滝下線1便

(単位:人)

発着時間	着 発	Aゾーン	Bゾーン	Cゾーン	計
栗山駅発 8:50	Aゾーン	16	5	14	35
	Bゾーン	16	5	1	22
滝下着 9:52	Cゾーン	9			9
	計	41	10	15	66

滝下線2便

(単位:人)

発着時間	着 発	Aゾーン	Bゾーン	Cゾーン	計
栗山駅着 10:59	Aゾーン	3		1	4
	Bゾーン	62		1	63
滝下発 9:57	Cゾーン	40	7		47
	計	105	7	2	114

滝下線3便

(単位:人)

発着時間	着 発	Aゾーン	Bゾーン	Cゾーン	計
栗山駅発 13:10	Aゾーン	6	66	68	140
	Bゾーン	6	11	1	18
滝下着 14:12	Cゾーン	7	1		8
	計	19	78	69	166

滝下線4便

(単位:人)

発着時間	着 発	Aゾーン	Bゾーン	Cゾーン	計
栗山駅着 15:19	Aゾーン	2	1		3
	Bゾーン	5			5
滝下発 14:17	Cゾーン	15	1		16
	計	22	2		24

滝下線5便

(単位:人)

発着時間	着 発	Aゾーン	Bゾーン	Cゾーン	計
栗山駅発 17:00	Aゾーン		44	28	72
	Bゾーン		8	8	16
滝下着 18:02	Cゾーン				0
	計	0	52	36	88

滝下線 計

(単位:人)

発着時間	着 発	Aゾーン	Bゾーン	Cゾーン	計
栗山駅発	Aゾーン	27	116	111	254
	Bゾーン	89	24	11	124
滝下着	Cゾーン	71	9		80
	計	187	149	122	458

日出線1便

(単位:人)

発着時間	着 発	Aゾーン	Bゾーン	Cゾーン	計
栗山駅着 8:33	Aゾーン	3	1		4
	Bゾーン	70	70		140
二木宅発 7:52	Cゾーン	22	15	1	38
	計	95	86	1	182

日出線2便

(単位:人)

発着時間	着 発	Aゾーン	Bゾーン	Cゾーン	計
栗山駅発 11:30	Aゾーン	8	54	12	74
	Bゾーン		18	2	20
二木宅着 12:11	Cゾーン	1		2	3
	計	9	72	16	97

日出線3便

(単位:人)

発着時間	着 発	Aゾーン	Bゾーン	Cゾーン	計
栗山駅着 12:54	Aゾーン	6			6
	Bゾーン	23	2	1	26
二木宅発 12:13	Cゾーン	18	3		21
	計	47	5	1	53

日出線4便

(単位:人)

発着時間	着 発	Aゾーン	Bゾーン	Cゾーン	計
栗山駅発 15:30	Aゾーン	5	67	21	93
	Bゾーン		67	12	79
二木宅着 16:11	Cゾーン			1	1
	計	5	134	34	173

日出線 計

(単位:人)

発着時間	着 発	Aゾーン	Bゾーン	Cゾーン	計
栗山駅発	Aゾーン	22	122	33	177
	Bゾーン	93	157	15	265
二木宅着	Cゾーン	41	18	4	63
	計	156	297	52	505

新循環1便

(単位:人)

発着時間	着 発	Aゾーン	Bゾーン	Cゾーン	計
栗山駅発 10:45	Aゾーン	25	41		66
	Bゾーン	47	2		49
栗山駅着 12:02	Cゾーン				0
	計	72	43	0	115

新循環線2便

(単位:人)

発着時間	着 発	Aゾーン	Bゾーン	Cゾーン	計
栗山駅発 14:00	Aゾーン	17	60		77
	Bゾーン	13	4		17
栗山駅着 15:17	Cゾーン				0
	計	30	64	0	94

新循環線3便

(単位:人)

発着時間	着 発	Aゾーン	Bゾーン	Cゾーン	計
栗山駅発 17:00	Aゾーン	13	14		27
	Bゾーン	3	4		7
栗山駅着 18:17	Cゾーン				0
	計	16	18	0	34

新循環線 計

(単位:人)

発着時間	着 発	Aゾーン	Bゾーン	Cゾーン	計
栗山駅発	Aゾーン	55	115		170
	Bゾーン	63	10		73
栗山駅着	Cゾーン				0
	計	118	125	0	243

鳩山循環線1便

(単位:人)

発着時間	着 発	Aゾーン	Bゾーン	Cゾーン	計
栗山駅発 9:30	Aゾーン	21	4	3	28
	Bゾーン	24	7	1	32
栗山駅着 10:36	Cゾーン	15			15
	計	60	11	4	75

鳩山循環線2便

(単位:人)

発着時間	着 発	Aゾーン	Bゾーン	Cゾーン	計
栗山駅発 15:30	Aゾーン	8	11	7	26
	Bゾーン	2			2
栗山駅着 16:36	Cゾーン	2			2
	計	12	11	7	30

鳩山循環線(栗小コース)

(単位:人)

発着時間	着 発	Aゾーン	Bゾーン	Cゾーン	計
栗山駅発	Aゾーン	2	17	8	27
	Bゾーン	9	2	1	12
栗山駅着	Cゾーン	2			2
	計	13	19	9	41

鳩山循環線 計 (栗小コースを含む)

(単位:人)

発着時間	着 発	Aゾーン	Bゾーン	Cゾーン	計
栗山駅発	Aゾーン	31	32	18	81
	Bゾーン	35	9	2	46
栗山駅着	Cゾーン	19			19
	計	85	41	20	146

南学田線

(単位:人)

発着時間	着 発	Aゾーン	Bゾーン	Cゾーン	計
継立出張所発 8:25	Aゾーン	2			2
	Bゾーン	31	4		35
栗山駅着 9:17	Cゾーン	29	1		30
	計	62	5	0	67

阿野呂線

(単位:人)

発着時間	着 発	Aゾーン	Bゾーン	Cゾーン	計
南学田公民館発 7:30	Aゾーン				0
	Bゾーン	5			5
栗山駅着 7:55	Cゾーン	3			3
	計	8	0	0	8

(5) 地域公共交通活性化事業への取り組み

栗山町の地域公共交通は、平成2年の民間バス路線の撤退を受けるまで民間の公共交通機関により維持されてきた。しかし、相次ぐ民間バスの撤退を受け住民の交通確保のために町営バスを走らせ現在に至っている。

しかし、人口の減少等により乗客数は伸びず抜本的な改善が必要となった。そのため、町は、平成17年に「栗山町営バス検討委員会」を設置して、町営バスの抜本的な経営改善に向けて利用者の意見を聞きながら検討を進めてきた。

平成19年には「地域公共交通活性化及び再生に関する法律」(平成19年法律第59号)が施行され、地域のバス事業等を地域とともに活性化・再生を行うのに、国の支援を得られるようになり、申請しこの度の「栗山町地域公共交通総合連携計画」の作成となり、明年度以降はこの計画を中心に町営バスの全面的な改善に向けて動き出すこととなった。

(6) アンケート調査

- ◎ 調査時期 発信 平成20年10月27日
締切 平成20年12月04日
- ◎ 調査対象 栗山町住民(郊外地区居住者中心) 1,900件
- ◎ 調査方法 郵送により発信し、郵送またはファックスで回収
- ◎ 回収数 413件

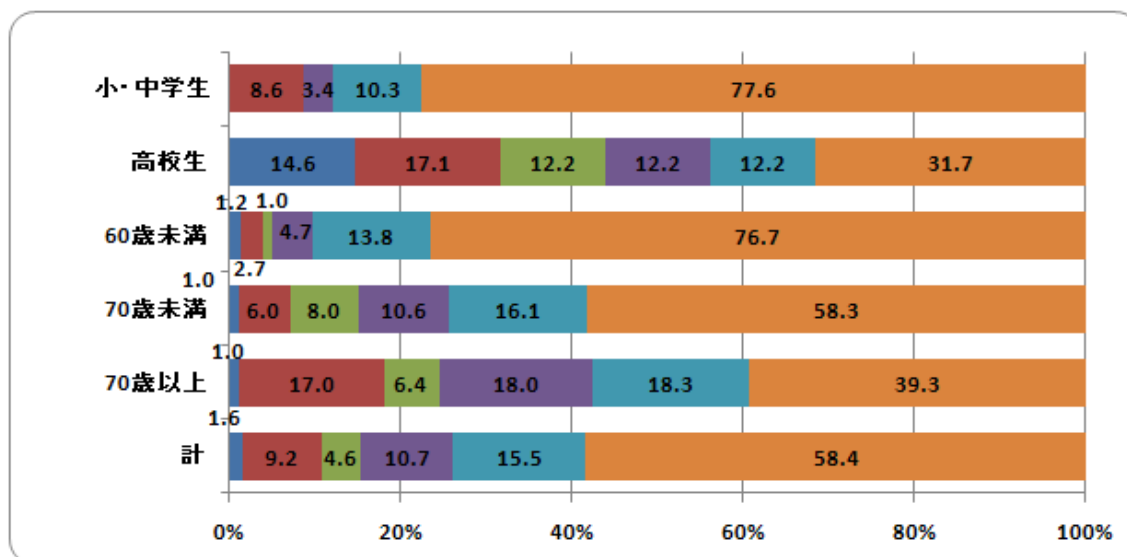
① バス利用回数(家族を含めて)

バスの利用回数について、家族等を含めた人数で聞いた結果は次のとおりである。

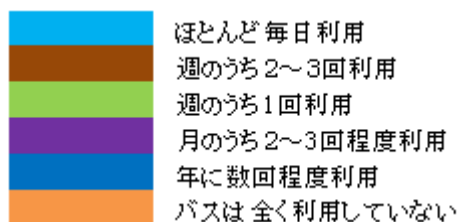
「町営バスは全く利用していない」とする者は、回答数1,089人中639人58.4%が利用せず、年代別にみると60歳未満では76.7%と多く、70歳以上では39.3%と少ない。

「年に数回程度利用」とする者は、170人15.5%で、各年代ともに10数%となっている。

バスの利用回数



凡例



回答数 344 件(1, 089人)

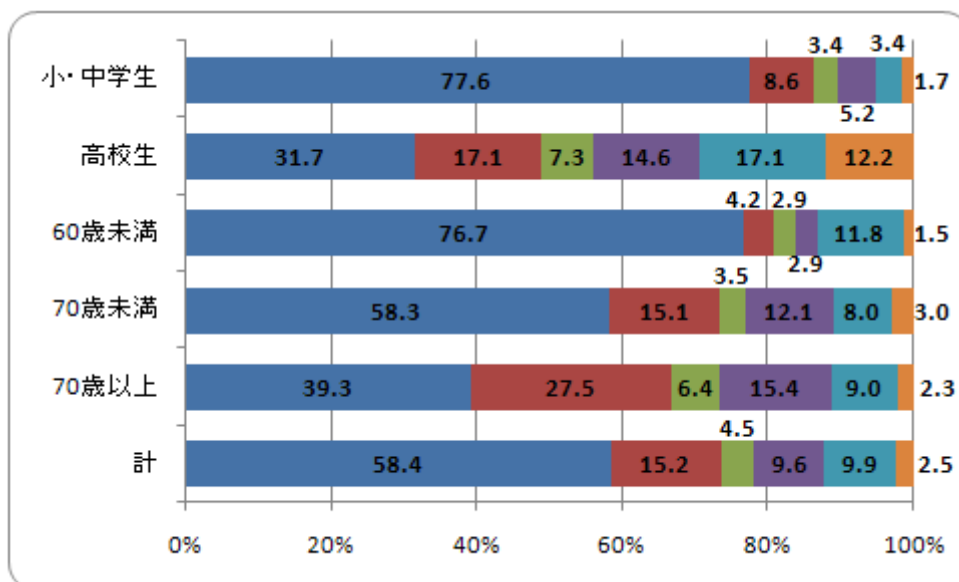
② バス利用状況

バスをどのような目的に利用しているかを家族を含めた人数で聞いた結果は次のとおりである。

町営バスは、全く利用していないのは前①に同じ(639人)である。「ほとんど町営バスを利用している」とする者は、166人15.2%となっている。年代別にみると、70歳以上が107人で利用している者の64.5%を占めている。

「札幌や岩見沢に行く時、夕鉄バスや中央バスの停留所や栗山駅まで家族等に送ってもらう」とする者は、108人9.9%を占め、年代別でみると、60歳未満が48人で利用している者の44.4%を占めている。

バスの利用状況



凡例

- 町営バスは全く利用していない(スクールバスを除く)
- ほとんど町営バスを利用している
- 町内の移動には夕鉄バスや中央バスを利用している
- 札幌や岩見沢に行く時、夕鉄バスや中央バスの停留所や栗山駅まで町営バスを利用している
- 札幌や岩見沢に行く時、夕鉄バスや中央バスの停留所や栗山駅まで家族等に送ってもらう
- その他

回答数 344 件(1,089人)

③ 予約お迎えバスに対する意見

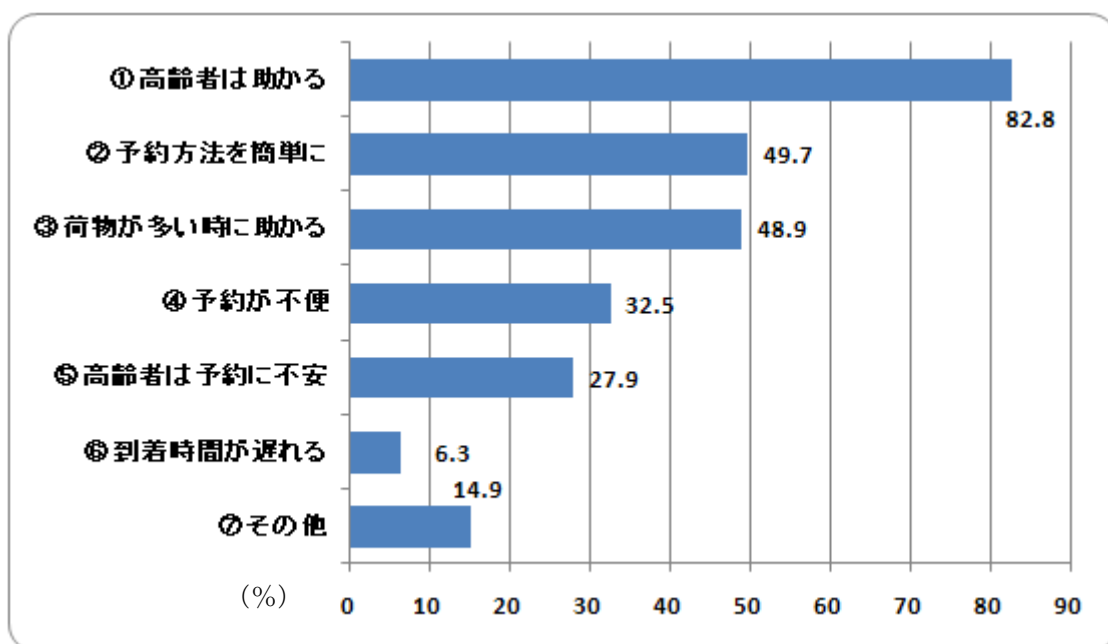
利用者の少ない地域でのバス経営の効率化の一つの方法として、「デマンバス」(以下、「予約お迎えバス」という)方式がある。この運行方式を採用した場合について、複数回答で意見を求めた結果は次のとおりである。

「家の近くまで来てくれるのは、特に高齢者や足の弱い方等は大変助かる」とするのが最も多く348件中288件82.8%を占めている。

「予約の仕方を簡単な方法にして欲しい」及び「買物等して荷物の多い時には助かる」がともにほぼ半数を占めている。

回答数348件中60歳以上の方からの回答数は、125件であった。全体との差でみると、「予約の仕方を簡単な方法にして欲しい」が14.3ポイント、「バスに乗るたびに、予約の電話をするのは不便である」が10.7ポイント、「買物等して荷物の多い時には助かる」が10.3ポイントそれぞれ回答比率が高くなっている。

「予約お迎えバス」運行に対する意見



質問時の表現

- ① 家の近くまで来てくれるのは、特に高齢者や足の弱い方等は大変助かる。
- ② 予約の仕方を簡単な方法にして欲しい。
- ③ 買物等して荷物の多い時には助かる。
- ④ バスに乗るたびに、予約の電話をするのは不便である。
- ⑤ 高齢者の場合は、予約するのに不安がある。
- ⑥ バスが家の近くまで来ると到着時間が遅れる。
- ⑦ その他

回答数 348 件

④ 「前払制度」に対する意見

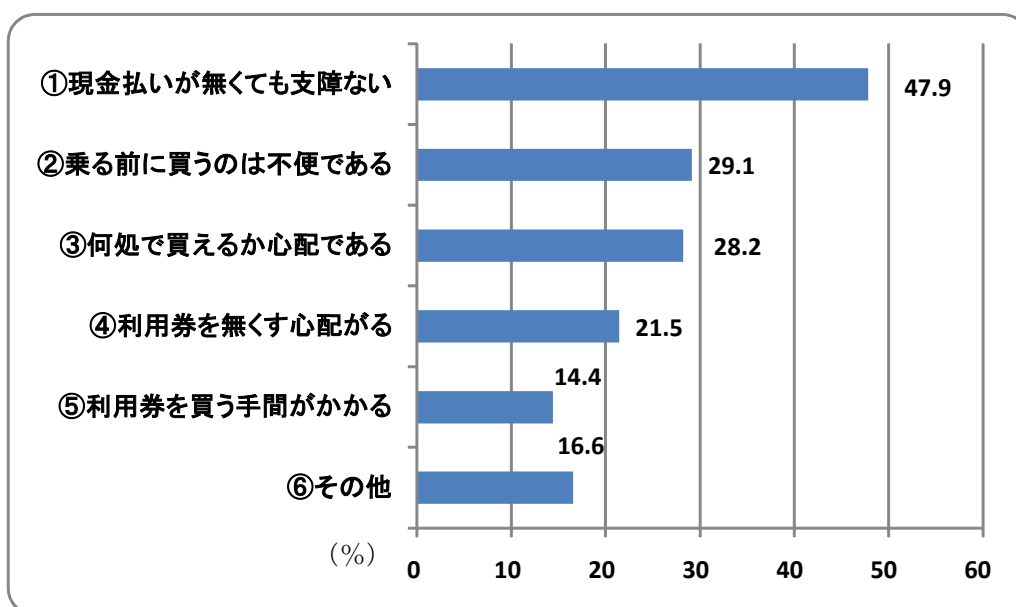
現在、町営バス料金の支払い方法は、現金払いと回数券がほぼ半数づつとなっている。バス事業見直しの中で、現金支払方法が無くなり事前にカード等を購入して支払方法に改めた場合について意見を求めた結果は次のとおりである。

「現金払方法が無くなっても支障がない」とするのが最も多く326件中156件47.9%と半数近くを占めている。

「乗る前にバス利用券を買うことは、乗る回数が少ないので不便になる」及び「バス利用券は何処でも買えるのか心配である」がともに30%弱となっている。

回答数326件中、60歳以上の方からの回答数は122件であったが、各項目に対する回答割合は数%の差であった。

「前払制度」に対する意見



質問時の表現

- ① 「現金払方法」が無くなっても支障がない。
- ② 乗る前に「バス利用券」を買うことは、乗る回数が少ないので不便になる。
- ③ 「バス利用券」は何処でも買えるのか心配である。
- ④ 「バス利用券」だと無くす心配がある。
- ⑤ 「バス利用券」だと買うのに手間がかかる。
- ⑥ その他

回答数 326 件

第Ⅲ章 経緯及び規約等

1 経 緯

(1) 過去の検討

- | | |
|--------|--|
| 平成17年度 | 栗山町に「バス検討委員会」を設置し、バス事業の改善がスタート
アンケート調査の実施 |
| 平成19年度 | 「農村都市を対象とした物流機能を持ったバスシステムの開発」事業実施
バスダイヤを変更して実証実験(延べ17日間)
期間中全乗客に対してアンケート調査実施(OD表の作成)
小口農産品輸送の実証実験 |

(2) 本事業の検討経過

① 協議会

- | | |
|-------------|---|
| 平成20年03月06日 | 第1回栗山町地域公共交通活性化協議会開催
協議会設置要綱の制定
役員の選出
財務規程の制定
「平成20年度地域公共交通活性化・再生総合事業」申請を
決議 |
| 平成20年06月11日 | 平成20年度第1回栗山町地域公共交通活性化協議会開催
栗山町地域公共交通活性化協議会専門部会規程の制定
平成20年度栗山町地域公共交通活性化協議会事業計
画承認
平成20年度栗山町地域公共交通活性化協議会収支予
算の承認
地域公共交通総合連携計画策定調査事業に係る委託業
者の選定 |
| 平成20年09月09日 | 平成20年度第2回栗山町地域公共交通活性化協議会開催
地域公共交通活性化先進地事例視察研修報告 |
| 平成20年12月05日 | 平成20年度第3回栗山町地域公共交通活性化協議会開催
住民アンケート調査結果について
栗山町地域公共交通総合連携計画策定骨子了承 |
| 平成21年01月30日 | 平成20年度第4回栗山町地域公共交通活性化協議会開催
「栗山町地域公共交通総合連携計画」(案)承認 |

② 専門部会

平成20年07月23日	第1回栗山町地域公共交通活性化協議会専門部会開催 栗山町地域公共交通総合連携計画検討方針について ・社会環境に対応した交通システムについて ・地域社会と連携した交通システムについて ・バス事業経営全体の効率化について 地域公共交通活性化先進地事例視察研修先について
平成20年10月03日	第2回栗山町地域公共交通活性化協議会専門部会開催 社会環境に対応した交通システムについて
平成20年10月21日	第3回栗山町地域公共交通活性化協議会専門部会開催 地域社会と連携した交通システムについて バス事業経営全体の効率化について
平成20年11月28日	第4回栗山町地域公共交通活性化協議会専門部会開催 住民アンケート調査結果について 栗山町地域公共交通総合連携計画策定骨子(案)了承 協議会へ
平成21年01月26日	第5回栗山町地域公共交通活性化協議会専門部会開催 「栗山町地域公共交通総合連携計画」(案)を承認

③ その他

平成20年10月27日	住民アンケート調査開始(1900通発信)
平成21年01月19日	住民との懇談会の開催開始 町内7箇所で開催、延べ107人参加
平成21年02月10日 ～24日	パブリックコメントを実施

地域公共交通連携計画(町営バス)に係る住民懇談会から
平成 21 年 1 月 19 日～1 月 21 日



平成 21 年 1 月 30 日 「栗山町地域公共活性化協議会」から



2 規約等

(1) 栗山町地域公共交通活性化協議会設置要綱

(設置)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)及び道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、栗山町公共交通総合連携計画(以下「連携計画」という。)の作成及び実施並びに地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保、その他旅客の利便の増進を図るために必要となる地域の実情に即した輸送サービスの実現に関する事項を協議するため、栗山町地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 連携計画の作成及び実施に関する事項
- (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金に関する事項
- (3) 町運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (4) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認める事項

(協議会の構成員)

第3条 協議会は、次に掲げる者につき町長が委嘱し又は任命する委員 25 名以内をもって組織する。

- (1) 北海道運輸局札幌運輸支局長が指名する職員
- (2) 北海道札幌方面栗山警察署長が指名する職員
- (3) 関係する道路管理者
- (4) 北海道空知支庁長が指名する職員
- (5) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (6) 一般貸切旅客自動車運送事業者
- (7) 一般旅客自動車運送事業者が組織する団体
- (8) 事業用自動車の運転者が組織する団体の職員
- (9) 連携計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者
- (10) 住民又は利用者の代表
- (11) 学識経験者その他の協議会が必要と認める者
- (12) 町長が指名する栗山町職員

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は町長が委嘱し又は任命する委員の中からこれを充てる。
- 3 副会長は、あらかじめ会長が指名する者をもって充てる。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総括し、協議会の議長となる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(協議会の運営)

第6条 協議会は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 協議会の議事は、会議出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 3 協議会は原則として公開とする。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 第2条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第8条 協議会の事務を処理するため、栗山町経営企画課に事務局を置く。

(会計)

第9条 協議会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(監査)

第10条 協議会に監査委員を2名置く。

- 2 協議会の出納監査は、協議会委員の中から会長が指名する監査委員によって行う。
- 3 前項の規定により指名を受けた委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附則

この告示は、平成 20 年 3 月 6 日から施行する。

この告示は、平成 20 年 6 月 11 日から施行する。

(2) 栗山町地域交通活性化協議会委員

	選任区分	所属・氏名	備考
1	北海道運輸局札幌運輸支局長が指名する職員	札幌運輸支局 首席運輸企画専門官 小 林 篤	
2	北海道札幌方面栗山警察署長が指名する職員	栗山警察署 交通課長 山本 克己	
3	関係する道路管理者	岩見沢道路事務所 維持課長 佐藤 睦治	
4		札幌土木現業所長沼出張所 所長 池田 誠	
5	北海道空知支庁長が指名する職員	空知支庁地域政策課 課長 石川 政宣	
6	一般乗合旅客自動車運送事業者	空知中央バス(株)岩見沢営業所 所長 田中 富康	
7		夕張鉄道(株) 業務課長補佐 大島 恵司	
8		ジェイ・アール北海道バス(株) 取締役 営業部長 川端 幸三	
9	一般貸切旅客自動車運送事業者	(有)栗山交通 会長 中山 明志	副会長
10	一般旅客自動車運送業者が組織する団体	(社)北海道バス協会 専務理事 岩崎 友雄	
11	事業用自動車の運転者が組織する団体の職員	北海道地方交通運輸産業労働組合協議会 副議長 波方 政志	
12	住民代表又は利用者の代表	栗山町PTA連合会 会長 藤本 光行	
13		継立町内連合会 会長 木内 勲雄	監査
14		角田町内会連合会 会長 市川 耕一	
15		北学田自治会 会長 南坂 明憲	
16		栗山町農業協同組合 営農部長 島 雅昭	
17		栗山赤十字病院 事務部長 小松 厚司	
18	学識経験者その他の協議会が必要と認める者	札幌大学大学院経営学研究科 教授 千葉 博正	副会長
		(株)栗山ハイヤー 代表取締役 中山 明志	
19		(株)丸幸ハイヤー 代表取締役 上田 泰治	監査
20	町長が指名する栗山町職員	副町長 岩田 美春	会長
21		教育委員会 次長 衣川 秀敏	
22		産業振興課 課長 水上 州洋	
23		住民福祉課 課長 小野 司	
24		建設水道課 課長 鴨野 良治	
	事務局長	経営企画課 課長 佐々木 学	

(3) 栗山町地域交通活性化協議会専門部会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、栗山町地域公共交通活性化協議会設置要綱第7条の規定に基づき、協議会の専門部会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 専門部会は、会長の指示を受け、栗山町地域公共交通活性化協議会設置要綱第2条に掲げる事項を専門的に調査、検討を行うものとする。

(組織)

第3条 専門部会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

(役員)

第4条 専門部会に部会長及び副部会長を置く。

2 部会長及び副部会長は、委員の互選による。

3 部会長は、専門部会を代表し、会務を総括し、部会の座長となる。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長の要請により、又は部会長が必要に応じて随時開催するものとする。

2 部会長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(報告)

第6条 部会長は、専門部会の調査、検討結果について、会長に報告するものとする。

(庶務)

第7条 専門部会の庶務は、協議会事務局が行う。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門部会に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

付則

この規程は、平成20年6月11日から施行する。

(4) 栗山町地域交通活性化協議会専門部会委員

所 属	氏 名	役 職
札幌大学大学院経営学研究科	教 授 千 葉 博 正	部会長
北星学園大学経済学部	教 授 鈴 木 克 典	
札幌大学女子短期大学部経営学科	准教授 小 山 茂	
栗山町建設水道課	課 長 鴨 野 良 治	副部会長
栗山町建設水道課	参 与 赤 間 昇 平	
栗山町建設水道課総務管理グループ	統 括 花 田 勝 己	
栗山町建設水道課総務管理グループ	主 査 谷 口 良 之	
栗山町建設水道課総務管理グループ	主 事 中 川 圭 太	
栗山町教育委員会学校教育グループ	統 括 稲 実 妃都美	
栗山町教育委員会学校教育グループ	主 事 澤 田 康 文	
栗山町経営企画課地域政策グループ	統 括 高 間 嘉 之	
栗山町経営企画課地域政策グループ	主 査 藤 沢 祐 之	

(5) 栗山町地域交通活性化協議会財務規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、栗山町地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)設置要綱第 8 条の規定に基づき、協議会の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会計年度)

第 2 条 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終了する。

(予算)

第 3 条 協議会の予算は、負担金、補助金及びその他収入をもって歳入とし、協議会の事務及び事業に要するすべての経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長(以下「会長」という。)は、予算を調整し、協議会の会議(以下「会議」という。)に諮りその承認を得なければならない。

3 会長は、協議会に係る予算に補正の必要が生じた場合は、これを調整し、会議に諮りその承認を得なければならない。

(歳入歳出予算の区分)

第 4 条 歳入及び歳出予算の款、項及び目の区分は、別表のとおりとする。

2 年度の途中において特別な理由があるときは、別表に定める以外の款、項及び目を定めることができる。

(出納及び現金等の保管)

第 5 条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金は、会長が銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(予算の流用及び予備費の充用)

第 6 条 歳出予算の流用及び予備費の充用については、直近の協議会に報告しなければならない。

(協議会出納員)

第 7 条 会長は、前条の事務を取り扱わせるため、協議会出納員を置く。

2 協議会出納員は、協議会の事務局長をもって充てる。

(予算の執行)

第 8 条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続きは、協議会出納員が行う。

2 協議会出納員は、次に掲げる簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算差引簿

(2) その他必要な簿冊

(決算等)

第 9 条 会長は、毎会計年度終了後速やかに協議会の決算を調整し、監査委員の監査に付した後、協議会の承認を得なければならない。

(その他)

第 10 条 この規程に定めるもののほか協議会の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 20 年 3 月 6 日から施行する。

